

農林水産省環境報告書 2008



「知床森林生態系保護地域」



「佐渡の空に羽ばたくトキ」

本報告書は「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)第6条に基づき、農林水産省の平成19年度における環境配慮等の状況について公表するものです。

目次

農林水産省環境報告書2008の発行にあたって

農林水産省の環境関連施策の紹介

<トピックス> 環境に配慮した地域の取組	1
1. 農地・水・環境保全向上対策の取組	1
2. トキ、再び空を舞う	2
3. 世界自然遺産「知床」における生態系の保全	3
4. 持続可能な水産業の推進	5
I 生物多様性保全を重視した農林水産業の推進	6
1. 環境保全型農業の推進	7
2. 生物多様性に配慮した生産基盤整備	9
3. 森林における生物多様性の保全	10
4. 藻場・干潟の造成・保全	11
II 農林水産分野における地球温暖化対策の推進	13
1. 農林水産省地球温暖化対策総合戦略の改定	13
2. 農林水産分野における省CO2効果の表示	14
3. 低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献	15
4. 森林吸収源対策	15
5. 農地土壌の温室効果ガス吸収源としての活用	16
6. 地球温暖化適応策の推進	18
III バイオマス・ニッポン	21
1. 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けて	21
2. バイオマスタウン構想の加速化	24
農林水産省の環境配慮の取組	
1. 環境管理システムISO14001	26
2. 平成19年度の環境目標の達成状況(実績と評価)	28
3. 公用車にバイオ燃料を導入	30
4. 農林水産省における温室効果ガス排出量抑制への取組	30
5. グリーン購入の推進	31
6. グリーン契約の推進	31
7. 農林水産省における木材利用拡大への取組	32
※ 環境管理システムに関する参考資料	33

農林水産省環境報告書2008について

農林水産省環境報告書 2008 の発行にあたって

私たちの地球を取り巻く環境問題は、温暖化の進展、生物多様性の喪失、資源の枯渇など、日常生活や様々な事業活動と密接に関連しています。特に食を支える農林水産業は自然の循環機能と持続性の上に営まれており、地球環境の悪化は農林水産業に多大なる影響を与えます。

これらの問題に対しては、例えば、高温に対応した水稲の新品種の開発、農林水産業を通じた生息環境の改善による新潟県佐渡島でのトキの放鳥実現など、多くの関係者が一丸となってその解決に向けて取り組んでおり、これらをさらに広げていくことが重要です。

農林水産省としては、環境保全型農業をはじめとする生物多様性保全を重視した施策、森林吸収源対策や温暖化適応策などの地球温暖化対策、国産バイオ燃料の生産拡大など資源・環境対策を積極的に推進しているところです。また、農林水産省庁舎における省エネルギーやリサイクル等にも取り組んでいます。

本報告書は、これらの農林水産省における取組についてとりまとめたものです。この報告書をご覧いただき、農林水産業と環境との関わりについてお考えいただくとともに、皆様からのご意見をお寄せいただければ幸いです。

平成 21 年 1 月

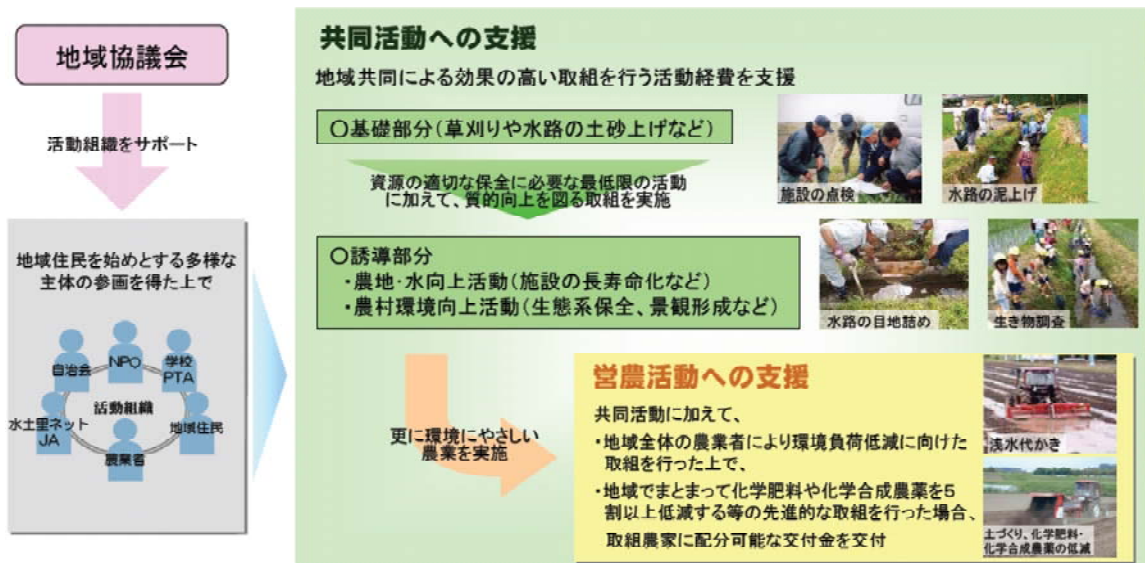
事務次官 井出 道雄

<トピックス> 環境に配慮した地域の取組

1. 農地・水・環境保全向上対策の取組

(1) 農地・水・環境保全向上対策とは

農地・水・環境保全向上対策とは、農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全とその質の向上を図る地域ぐるみでの共同活動と農家ぐるみでの先進的な営農活動を支援する施策であり、平成19年度から導入されました。この対策により、過疎化・高齢化・混住化等に対応し、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図ります。

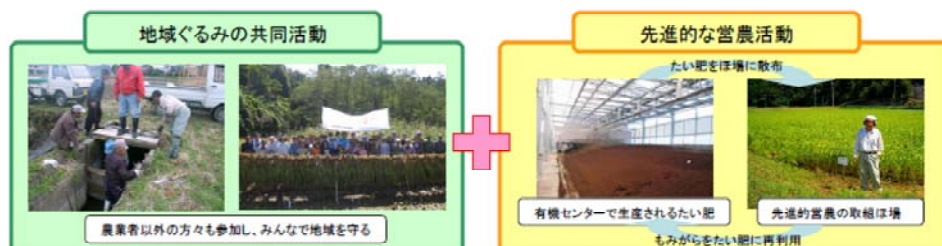


(2) 農地・水・環境保全向上対策の取組状況

平成19年度の取組状況としては、1万7千の活動組織が、116万haの農地を対象に地域ぐるみでの共同活動に取り組み、このうち、2千の活動組織が、4万6千haの農地を対象に、環境に優しい先進的な営農活動に取り組みました。全国の多くの地域で、創意工夫を活かした取組が広がっています。

【事例】農地・水・環境保全対策に町全体で取り組む

千葉県睦沢町では、15集落が町の1,000haの農地を活動エリアとする活動組織を立ち上げ、町のほぼ全域で、農業用施設の保安全管理や景観形成活動などに取り組んでいます。さらに、町の有機センターで生産されるたい肥を購入し、そのたい肥を全町の水田に散布し、町ぐるみでの環境保全型農業の推進と、町ブランドの特別栽培米づくりに活用しています。



2. トキ、再び空を舞う

平成20年9月25日に新潟県佐渡市で10羽のトキが試験放鳥され、27年ぶりに日本の空に羽ばたきました。トキは朱鷺（とき）色と言われる羽を持つ美しい鳥ですが、その羽目当ての乱獲があったことなどから、日本の空から姿を消しました。その後、中国から贈呈された2羽のトキの人工繁殖や、野生復帰に向けての環境づくりが続けられてきました。

トキは水田などに生息するドジョウやカエルを餌としており、松林をねぐらとしていることから、野生復帰にあたっては、農林水産業のあり方が極めて重要であり、農林水産省としても関係者と連携しながら、餌生物の生息環境調査や、水田利用型ビオトープなどの整備、松くい虫対策による松林の保全等に取り組んできました。

今後も、トキの野生復帰に象徴される、生物多様性の保全を重視した持続可能な農林水産業を推進し、自然と共生する、人にとっても豊かな暮らしの実現を図ります。



○ 朱鷺（とき）と暮らす郷づくり認証制度

佐渡市では、水田の生きものを育む農法を行い、トキが餌場としても利用できる水田で栽培されたお米を認証し、トキのマークを表示して販売する「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」がスタートしています。このマークは、トキや水田の生物多様性保全への貢献と、そのような生きもの豊かな環境で栽培されたお米であることをあらわしています。



<認定基準>

- ①佐渡市で栽培
 - ②エコファーマーが栽培
 - ③特別栽培（無農薬・無化学肥料、又は佐渡地域慣行比5割以下）
 - ④「生きものを育む農法」により栽培
- ※ 佐渡市では農薬や化学肥料を削減するだけでなく、生きものが暮らしやすい水田環境を作り出す農法を「生きものを育む農法」としています。



生きものを育む農法

【参照URL】 <http://www.city.sado.niigata.jp/eco/info/rice/index.shtml>

3. 世界自然遺産「知床」における生態系の保全

(1) 世界自然遺産「知床」について

平成17年7月に世界自然遺産に登録された知床半島は、北海道の東北端に位置し、流水が育む豊かな海洋生態系と原始的な自然環境を有する陸上生態系が連続した複合生態系の顕著な見本となっているとともに、国際的にも希少な種であるシマフクロウやオジロワシなどの生物が生息・生育する貴重な地域です。

遺産地域（陸域）の大部分は国有林野（約4万6千ha）ですが、この遺産地域を将来にわたって適切に保存していくためには、その周辺部と一体的に自然林の再生や保全を図っていく必要があります。また、知床五湖等の特定の場所へ来訪者が集中したり、エゾシカの食害が増加したりしていることが植生へ影響を及ぼしていることが問題となっています。



ヒグマの親子



シマフクロウ

(2) 「知床」における生態系保全の取組

林野庁では、これまで、この原始的な森林生態系を有している区域を「知床森林生態系保護地域」として適正な保全・管理に努めてきたほか、治山ダム等の河川工作物について、サケ科魚類の遡上を容易にするための改良工事を行うなど、知床の特徴である陸と海との生態系のつながりの保全に取り組んできました。

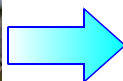


「知床森林生態系保護地域」

このような中、平成19年度からは、遺産地域周辺部を含めた地域において、「知床自然の森林づくり」を実施し、NPOや企業等から多くの参加者を得て、植生の回復を図るため、広葉樹林化をはじめとする多様な森林づくりを進めたり、知床の森林特性を活かした多様な森林体験活動のメニューを作成し、来訪者や森林づくりの参加者に配布するなど国民参加による森林づくりに取り組んでいます。

また、遺産地域における国民参加による森林づくり活動や森林環境教育が効果的に行えるよう、平成19年度には、世界遺産の入口に位置する斜里町ウトロ地区に、これらの活動の拠点となる「知床ボランティア等活動拠点施設」を整備しました。この活動拠点を活用し、エゾシカによる食害にかかる体験学習や森林教室など国民参加の森林づくり活動や森林にふれあうイベント等を行っています。さらに、平成20年度には、世界遺産を訪れる人々とのつながりを深めながら、知床の森林の維持・保全を図るため、北海道森林管理局知床森林センターを同地区に移転することとしています。

<魚類の生態系に配慮した治山事業>



改良前

改良後

4. 持続可能な水産業の推進

持続可能な水産業を推進していくためには、資源を適切に管理し、次の世代に継承していくことが重要です。そのための取組の一環として、緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種を対象に、関係漁業者、都道府県、国などが協力して、減船や休漁などの漁獲努力量の削減、種苗放流等による資源の積極的培養、藻場・干潟の造成等による漁場環境の保全などの対策を計画的・総合的に推進する資源回復計画を実施しています。平成20年11月現在、マサバ等の複数の都道府県にまたがって生息する資源を対象とした計画を18計画、アサリ等の都道府県の地先海域に生息する資源を対象とした計画を47計画、合計65計画を策定し、それぞれの計画に基づいた対策が実施されています。



放流される魚の稚魚



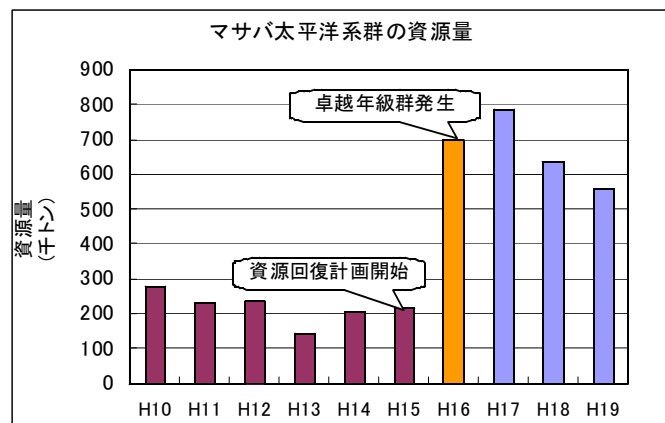
種苗の育成風景

〔資源回復計画の取組事例〕

マサバ太平洋系群資源回復計画

○太平洋に分布するマサバ（太平洋系群）については、数年一度幼魚の数が特に多い「卓越年級群」が発生します。

○平成16年に発生した卓越年級群（グラフの黄色部）を資源回復計画による休漁等の取組で保護することにより、近年安定した資源水準（グラフの青色部）が保たれています。



数値は、H20年度資源評価結果資料〔水産庁・（独）水産総合研究センター〕を引用



漁獲されたサバ



操業風景

I 生物多様性保全を重視した農林水産業の推進

農林水産業は、自然の循環機能を利用し、動植物を育みながら営まれる生物多様性に立脚した産業であり、また、多くの生きものにとって、貴重な生息・生育環境の提供や、特有の生態系の形成・維持など生物多様性保全に貢献しています。

そのため、持続可能な農林水産業の維持・発展のためには、その基盤となる生物多様性の保全は不可欠です。

このことを踏まえ、「農林水産省生物多様性戦略」（平成19年7月6日農林水産省新基本法農政推進本部決定）及び「第三次生物多様性国家戦略」（平成19年11月27日閣議決定）に基づき、①有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、②生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進、③間伐等による森林の適切な整備・保全、④藻場・干潟の造成・保全等、生物多様性保全をより重視した農林水産業の推進を図るとともに、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発等に着手しています。

また、農林水産省生物多様性戦略検討会の提言（平成20年7月31日）を受け、生物多様性保全の取組を地域の生きものをシンボルとして分かりやすく伝える生きものマークの取組を全国各地に広げ、農林水産業が身近な生きものや自然環境の保全に貢献していることへの理解の促進を図ります。

農林水産省としては、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議など、様々な場において水田をはじめとする我が国の農林水産業が生物多様性保全に果たす役割の重要性等を発信していきます。



1. 環境保全型農業の推進

(1) エコファーマーの推進

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり技術、化学肥料低減技術、化学合成農薬低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者です。

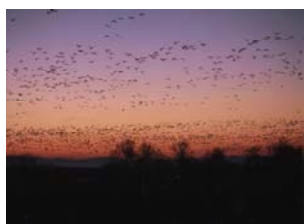
近年、地球温暖化防止や生物多様性保全等への国民の関心の高まりを背景に、生産現場においても環境保全への意識は高まりを見せており、エコファーマーの認定件数が、平成20年3月末時点で約16万8千件となっています。

【事例】ラムサール条約湿地「^{かぶくり}蕪栗沼・^{しんぼう}周辺水田」地域での取組

宮城県大崎市田尻では、平成15年から^{しんぼう}伸 崩地区で渡り鳥と農業の共生を目的とした「冬期湛水水田(ふゆみずたんぼ)」の取組を実施し、「^{しんぼう}伸 崩ふゆみずたんぼ生産組合」を設立しました。



ふゆみずたんぼの実施面積は19.4ha。収穫後の水田にたい肥を散布したり、稲わらを残したままの状態^{しんぼう}で冬期間湛水状態にすることにより、微生物等が繁殖しやすい状態をつくります。これにより、微生物や水生動物が^{しんぼう}わらなどを分解させて、養分として土に供給することにより、土づくりが行われます。



土壌調査や水生動植物の生育調査等を行いながら、化学合成農薬・化学肥料を使用しない栽培に取り組むことは、生物の生息しやすい環境を整えることにつながります。持続性の高い農業生産への取組が生物の多様性を育み、渡り鳥が飛来する^{しんぼう}田んぼで収穫した米として付加価値をつけるとともに、地域振興と地域経済の活性化に繋がっています。

なお、2008年11月には、ラムサール条約締約国会議(COP10)において、水田の持つ生物多様性の保全に果たす役割に注目した「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上(いわゆる「水田決議」)」が採択されました。

(2) 今後の環境保全型農業について

土壌・肥料に係る学識経験者や農業者、消費者等からなる「今後の環境保全型農業に関する検討会(座長:熊澤喜久雄東京大学名誉教授)」を設置し、平成19年10月から平成20年3月まで8回にわたり検討し、作物生産機能や炭素貯留機能、物質循環機能など、農地土壌が有する公益的機能について取りまとめられました。

また、環境保全型農業のこれまでの取組の評価を踏まえ、環境保全型農業の推進に当たって、「環境に対する農業の公益的機能を高めていく」という視点を明確化することとし、環境保全型農業の目的として、地球温暖化防止や生物多様性保全等を明確に位置づけました。

(3) 有機農業の推進について

有機農業は、化学肥料や農薬を使用しないこと等を基本とする環境への負荷を低減する取組であり、また、消費者からのニーズに即した取組であるものの、未だに取組が少ないことから、その総合的な推進を図るため、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」が公布・施行されました。

また、「有機農業の推進に関する法律」の成立を受け、農林水産省では、平成19年4月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定し、有機農業に関する技術の開発・普及、消費者の理解と関心の増進など、農業者が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に重点を置いて施策を推進しています。

さらに、基本方針に定めた推進策を具体的に実行するため、平成20年度からは、有機農業総合支援対策を実施しており、全国45地区に対し有機農業の振興の核となるモデルタウンづくりの取組など有機農業の取組への支援を行っています。

○ 消費者の部屋特別展示「有機農業の目指す世界」

農林水産省では、昨年度に引き続き、平成20年11月10日から14日にかけて、消費者の部屋において有機農業団体の協力を得て、有機農業に関する展示を行い、千人を超える入場者を数えました。今回は、有機農産物の展示や有機農業者の方々の講話などに加えて、期間中、省内の職員食堂において、有機農産物を利用した特別メニューを設け、多くの方に有機農産物を楽しんでいただきました。



2. 生物多様性に配慮した生産基盤整備

(1) 生物多様性に配慮した生産基盤整備とは

わが国の農村においては、水田等の農地のほか、用排水路、ため池、二次林である雑木林といった多様な環境（二次的自然）が農業などの人の働きかけによって形成され、多くの生物の生息・生育の場になるとともに、良好な景観を形成してきました。

このような農村環境を保全していくためには、農地・用排水路・ため池等において、生物の生息・生育環境の保全や移動経路の確保等をするなど、環境との調和に配慮した適切な整備や管理に取り組み、持続的な農業の営みを行うことが必要です。

【事例】コウノトリの野生復帰の推進に向けた農地整備

兵庫県豊岡市は県立コウノトリの郷公園を中心として、コウノトリの保護増殖に取り組んでいます。農地整備においても、コウノトリの餌となるドジョウ等が生息できるような、水田と排水路をつなぐ水田魚道の整備（平成20年11月時点：111ヶ所）等を行っています。

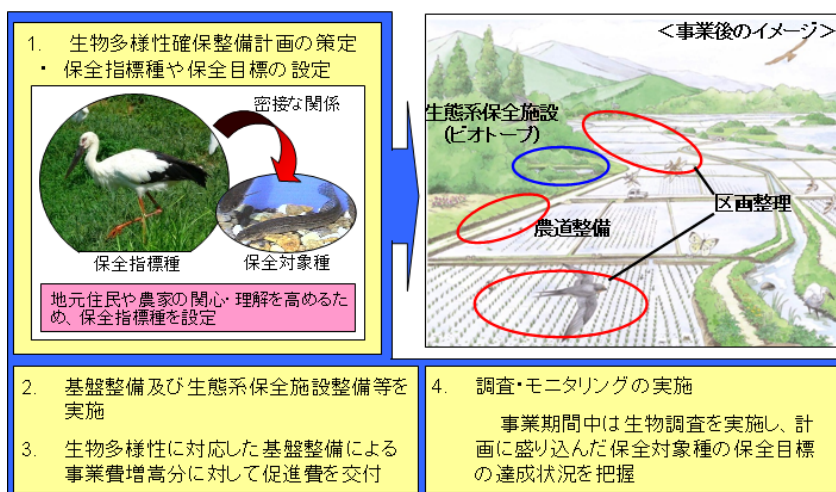
水田に設置された魚道

(写真提供)兵庫県 但馬県民局地域振興部豊岡土地改良事務所



(2) 取組の推進について

生物多様性に配慮した生産基盤の整備は、農村地域の環境保全に関する基本計画として市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」等を踏まえて実施しています（平成20年3月時点：策定市町村数2,708(平成16年3月時点の市町村数3,148に対する市町村数)）。



また、平成20年度から、農家や地域住民が保全すべきと認識している種を「保全指標種」と設定し、地元の理解を得ながら生物多様性の視点を取り入れた「生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業」を実施しています。

【生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業】

3. 森林における生物多様性の保全

我が国は国土の3分の2を森林が占める緑豊かな森林国です。また、その森林は、戦後荒廃した国土の緑化等のために育成された人工林から、屋久島や白神山地、知床のような世界自然遺産に登録される原生的な天然林まで多様な構成となっており、多様な野生動植物が生息・生育する場となるなど、生物多様性保全において重要な要素となっています。そのため、平成19年7月に農林水産省として、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として位置づけるべく「農林水産省生物多様性戦略」を策定し、これに基づき国内外において施策を推進しているところです。

森林・林業分野における生物多様性の保全の取組としては、森林の整備・保全、国産材利用、担い手の確保・育成、地域づくりなどを幅広い国民の理解と協力を得て総合的に展開するために官民一体となって「美しい森林づくり推進国民運動」を行うなど、森林の多面的機能を高度に発揮させるための整備・保全を進めるとともに、貴重な自然環境の保全・管理を行っています。また、里山林については、適切な手入れが行われることによって自然環境が維持されることから、山村の活性化と併せて、多様な主体による整備・保全を進めるとともに、森林・林業の重要性を認識してもらう場として活用していくための取組を推進しています。

一方、海外においては、森林の保全・造成に関する国際協力や多国間の支援により持続可能な森林経営を推進しています。



人工林に適切な手入れを行うことで、広葉樹の侵入や下層植生の繁茂が見られる豊かな森林を形成。(愛知県設楽郡設楽町)



地域固有の生物相や生態系を保護するためには、外来種の樹木を駆除することも必要。(小笠原諸島・母島)

平成20年度においては、森林における生物多様性の現状や動向を評価し、分かりやすく伝えることが課題となっていることから、森林における生物多様性にかかる指標の開発に着手しており、森林における生物多様性の評価に用いる昆虫や植物などの指標種を選定するための調査等を行っています。さらに、農林水産省生物多様性戦略のフォローアップを行うとともに、平成22年に愛知県で開催される生物多様性条約第10回締約国会議に向けて適切に対応するため、12月には「森林における生物多様性保全の推進方策検討会（座長：ありまたかのり有馬孝禮宮崎県木材利用技術センター所長）」を設置しています。

4. 藻場・干潟の造成・保全

藻場・干潟は、魚介類に産卵場を提供する等水産資源の保護・培養に重要な役割を果たすとともに、水質浄化や生物多様性の維持等の機能を有しており、こうした公益的機能の発揮を支える社会の共通資源といえるものです。農林水産省では、水産資源の保護・培養と多様な公益的機能の発揮の観点から、藻場・干潟の保全を推進しています。

1 藻場の機能

藻場は、流れが穏やかなことから、多くの生物の産卵場となっています。また、①隠れる場所が多く、外敵から襲われる危険性が低い、②餌が豊富である等の理由から、幼稚仔期を藻場で生息する生物も多く、水生生物の保育場としての機能も有しています。

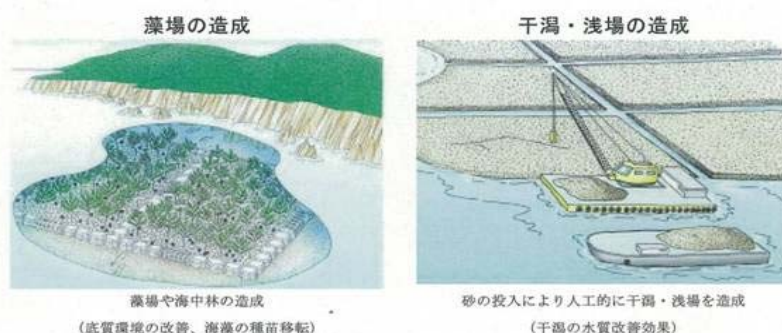
2 干潟の機能

干潟は、①水温が生息に適する、②酸素が豊富、③海からの捕食者を遠ざけ、外敵との接触が少ない、④餌となる底生動物が豊富であり、効率良く食べることができる等の理由から、幼稚仔期を干潟で生息する生物も多く、水生生物の保育場としての機能を有しています。また、アサリやハマグリといった二枚貝類が多数生息し、水質浄化機能が特に高い海域となっています。

(1) 藻場・干潟の整備等 ―水産基盤整備事業―

平成19年6月に策定された漁港漁場整備長期計画においては、平成19年度から平成23年度までの5年間に、概ね5,000haの藻場・干潟の保全等を目標としています。

この目標達成に向け、水産基盤整備事業により藻場・干潟の整備等を推進しています。平成19年度の整備状況は約1,275haで、初年度で5年間の目標の約26%を達成しました。



(2) 漁業者等による磯焼け対策の技術的サポート ―大規模磯焼け対策促進事業―

ウニや植食性魚類による食害、海洋環境の変化等により、藻場が大規模に長期的に消失する「磯焼け」を改善するため、漁業者等が自ら行う藻場造成の取組に対する技術講習会

や技術的サポート、効果的な磯焼け対策の技術開発を行いました。

具体的には、磯焼けの要因や対策手法等が異なる様々な海域において、藻場回復に向けた実施プランづくりや効果の検証等の技術的知見の蓄積を図り、これらの取組事例や体制づくり等のノウハウの他地域への技術移転・普及を行っています。



《《磯焼け対策漁業者向け講習会》》



《《ウニによる食害対策の取組》》

(3) 漁業者と地域住民による環境・生態系保全活動を支援 ー環境・生態系保全対策ー
藻場・干潟の機能は、これまで漁業者が漁業活動のかたわらに実施する保全活動によって維持されてきました。しかしながら、漁業者の減少、高齢化等により、必要な活動が確保できなくなっており、平成10年以降、藻場・干潟の機能低下や減少が進行しています。この結果、漁業資源の減少による漁獲量の減少や水質の悪化等が懸念されるようになっていきます。

このため、漁業者や地域の住民等が行う、藻場・干潟等の機能の維持・回復に資する保全活動を促進することとし、平成21年度からの施策の導入に向けた調査を平成19年度から平成20年にかけて実施しているところです。



《《ホンダワラ類の母藻の投入》》



《《逆さ竹林タイプの保護礁設置》》

ー環境・生態系保全活動支援制度検討会ー

環境・生態系保全活動の支援制度の確立を図ることを目的として「環境・生態系保全活動支援制度検討会」が立ち上げられ、有識者による多角的な議論を行い、平成20年7月に制度の骨子となる中間取りまとめが策定されました。

Ⅱ 農林水産分野における地球温暖化対策の推進

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書（平成19年11月公表）によれば、地球温暖化は加速的に進行し、農業生産にも深刻な影響を及ぼすと予測されており、我が国においても一部の農作物で高温障害等の発生が問題となっています。

また、我が国の平成19年度の温室効果ガス排出量（速報値）は、京都議定書における基準年（1990年）と比較して8.7%増加しており、6%の削減約束との差は14.7%に広がっています。

これらの問題に対応するため、農林水産省では「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」（平成19年6月21日策定）に基づき、

- ① 森林吸収源対策、バイオマス資源の循環利用や施設園芸・農業機械等の省エネルギー対策等の地球温暖化防止策
- ② 地球温暖化の農林水産業への影響に対応するための品種の開発や栽培体系の見直し等の地球温暖化適応策
- ③ 農林水産分野の地球温暖化防止策及び適応策の技術を活用した国際協力等、地球環境保全に積極的に貢献する農林水産業の実現に取り組んでいるところです。

1. 農林水産省地球温暖化対策総合戦略の改定

平成20年度から京都議定書に基づく温室効果ガス排出削減の第1約束期間が始まり、また、昨年7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは首脳宣言の中で低炭素社会の実現について言及され、国内では「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定されるなど、国内外における温暖化問題に関する議論が高まっています。

こうした状況を踏まえ、農林水産分野における地球温暖化対策を加速するとともに、農山漁村の有する可能性を最大限に発揮させ、農林水産分野が低炭素社会の実現に向けた先導役となるよう、農林水産省地球温暖化対策総合戦略の見直しを行ないました（平成20年7月29日）。

その見直しの主要なポイントは以下のとおりです。

- ① バイオマスや農業用施設由来の化石燃料代替エネルギーを地域全体で活用する「低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献」
- ② 農林水産物の生産に係るCO₂排出の削減努力や木材の炭素貯蔵効果等を見えるようにする「農林水産分野における省CO₂効果の表示の推進」
- ③ たい肥の施用や基盤整備等による農地土壌への炭素貯留機能を高める「農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用」

今後、新たな戦略に基づき農林水産分野における地球温暖化対策を強力的に推進するとともに、低炭素社会の構築に資する農林水産業を実現していきます。

農林水産省地球温暖化対策総合戦略の改訂

戦略改定の背景

○「21世紀新農政2008」

農林水産分野における地球温暖化対策の強化

- ① 農山漁村地域全体で低炭素社会の実現を目指す取組
- ② 農林水産分野における省CO2効果の表示の推進

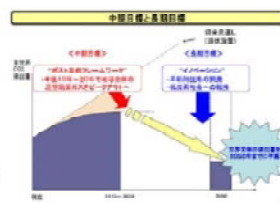


○ 北海道洞爺湖サミット

◎ 2050年までに現状から半減

◎ 具体的政策
「低炭素社会づくり行動計画」
(H20.7閣議決定)

- ・CO2排出量等の表示
- ・低炭素社会における農業と林業の重要性
- ・農地土壌の吸収源としての機能向上
- ・バイオマス資源の供給



I 地球温暖化防止策

- ①削減目標値の達成に向け施策を加速化
 - ・森林吸収源対策
 - ・バイオマス資源の循環利用
 - ・食品産業等の環境自主行動計画
- ②新たな削減目標値の設定と達成に向けた施策を推進
 - ・施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策
 - ・環境保全型農業の推進による施肥量の適正化・低減
 - ・漁船の省エネルギー対策
- ③その他の排出削減の取組を推進
 - ・農地土壌の温室効果ガス吸収源としての機能の活用
- ④各温暖化防止策を推進する体制の構築
 - ・低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献
 - ・農林水産分野における省CO2効果の表示の推進

II 地球温暖化適応策

- ①地球温暖化適応策の推進
 - ・既存技術の生産現場への普及・指導
 - ・新たな技術の導入実証
 - ・影響評価に基づく適応策の検討
- ②技術開発等の推進
 - ・生産安定技術の開発
(高温耐性品種の育成など)
 - ・農林水産業への影響に関する予測研究
 - ・影響予測に基づく適応技術の開発

III 農林水産分野の国際協力

- ①違法伐採対策等の持続可能な森林経営の推進
 - ・違法伐採問題の解決に向けた取組
 - ・途上国における持続可能な森林経営の推進に向けた支援
 - ・国際ルールづくりへの積極的な参加・貢献
- ②我が国の人材・技術を活用した協力
 - ・地球温暖化問題の解決に向けた国際研究機関との共同研究の推進

農林水産分野における対策を総合的に推進し、低炭素社会の構築に資する農林水産業を実現

2. 農林水産分野における省CO2効果の表示

農林水産業関係者の間では、森林吸収源対策、バイオマス資源の循環利用、施設園芸・農業機械や漁船の省エネルギー対策等の取組が広がってきているところですが、そのような努力を消費者が十分認識できる状況にあるとは言い難いのが現状です。

そこで、これらの農林水産業関係者の温室効果ガス排出削減の努力や、木材製品の利用による炭素貯留効果、バイオマスの化石資源代替効果等を消費者に見えるようにすれば、消費者が商品を選択する際の一助となるとともに、地球温暖化対策に資する農林水産業や農林水産物の振興や、化石資源等CO2排出型資源からバイオマスへの転換の加速化にもつながります。また、自らの温室効果ガスの排出を国民が認識し、様々な形で省CO2型の生活を選択することに資することにもなります。

このような認識の下、平成21年3月までに農林水産分野の省CO2効果の表示の展開方向、具体化に向けた課題等を取りまとめることとされています。

【CO2排出総量を表示】

農業生産法人（日本）の生鮮野菜における
カーボンフットプリントの取組事例

このニンジンの生産段階における
燃油によるCO2排出量は、
1パック（400g）当たり

14g

《例えば...》
温シャワー
1分間のCO2排出量

77g

出所：東京ガス株式会社HP

[南]松本農園 園芸番号ZA1（30アール）からの実測値（栽培期間 本年7月～10月、露地栽培）
軽油合計65リットル、ガソリン合計40リットル
CO2排出量は（65×2.6）＋（40×2.3）＝261kg
10アールあたりの標準収穫量（製品ベース）を2.5tとすると、
この園地の収穫量は7.5t（1kg当たりCO2量は34.8g）→ 400g/パッケージ換算 14g
※参照値：軽油のCO2排出係数2.6kg/L、ガソリンのCO2排出係数2.3kg/L(jafmate.co.jp参照)

【今回のカーボンフットプリントの算定範囲】

生産開始

収穫

選果
選別

配送

販売

燃油消費に係るCO2を実測

調理
消費

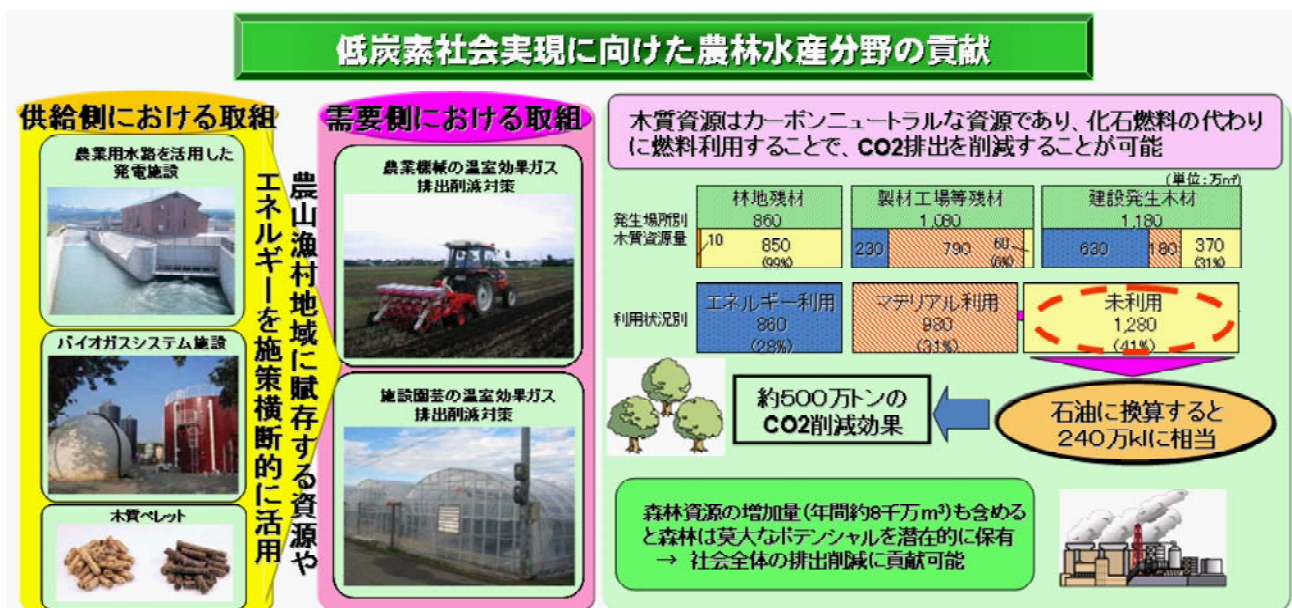
商品廃棄
リサイクル

3. 低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献

森林や農地及び様々なバイオマス資源を有する農山漁村は、食料、エネルギー、各種資源の供給源として、重要な役割を担っています。低炭素社会の実現にあたっては、これら農山漁村に賦存する様々な資源やエネルギーを有効活用することにより、化石資源への依存を減らすことが重要です。

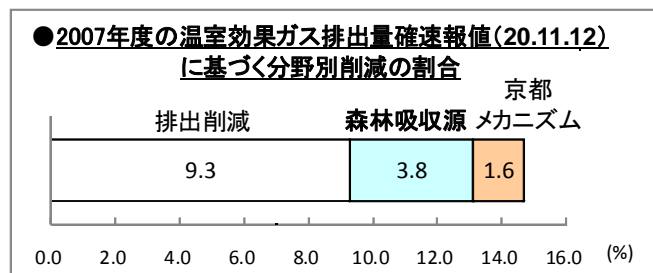
このことを踏まえ、林地残材や間伐材を中心とした山村の木質バイオマスの利用拡大の加速化や、農山漁村地域における太陽光、農業用水やバイオガス等の自然エネルギーを有効利用する施設整備を進めるなど、農山漁村に賦存する資源やエネルギーの利用・供給を進め、施策横断的に地域全体で温室効果ガス吸収・削減の取組を進めます。

また、バイオマス資源を活用した国内排出量取引への取組も進めます。



4. 森林吸収源対策

我が国の2007年度（平成19年度）の温室効果ガス排出量（速報値）は、基準年である1990年度（平成2年度）に比べて8.7%上回っており、京都議定書の6%削減約束の達成のためには、今後14.7%の削減が必要という状況です。このうち森林吸収源が3.8%を担っており、森林吸収量の目標である1,300万炭素トンを確保することが必要となっています。



京都議定書で認められる森林吸収量は、1990年（平成2年）以降に新たに造成された森林（新規植林、再植林）と、適切な森林経営が行われた森林による二酸化炭素吸収量に限られています。

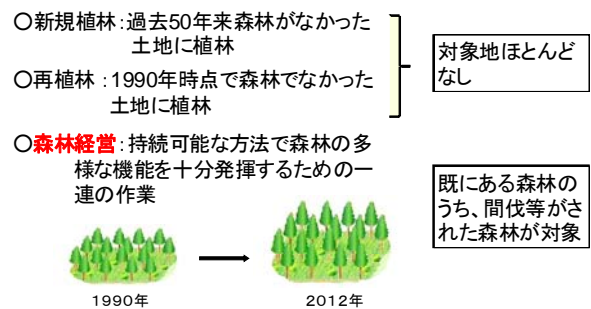
平成18年度における京都議定書に基づく森林吸収量は、1,015万炭素トン（3,721万二酸化炭素トン）となっています。これまでの水準で森林整備が推移するものとして試算した結果、森林吸収量の目標である1,300万炭素トンを確認するために

は、従来の水準35万haに加え、平成19年度より6年間にわたり毎年20万haの追加的な森林整備が必要となっています。

このため、平成19年度においては、補正予算による対応を併せ、20万haを超える追加的な森林整備に相当する予算を措置しました。また、関係省庁とも連携しつつ、官民一体となって「美しい森林づくり推進国民運動」を展開し、都市住民、企業等の幅広い森林づくりへの参画など各種の取組を総合的に推進しました。

平成20年度においては、「美しい森林づくり推進国民運動」を引き続き展開するほか、追加的な間伐等を地方債の対象とすることなどを内容とする「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が成立・施行されたところであり、同法に基づく取組の適切な実行を通じ、追加的な森林整備の実施の促進を図っています。さらに、補正予算による対応を併せ、20万haを超える追加的な森林整備に相当する予算を措置し、間伐等の適切な森林の整備・保全を進めているところです。

京都議定書で森林吸収源の対象と認められる森林



国土の2/3が既に森林で覆われる我が国では、適切に経営された森林の吸収量で1300万炭素トンを確認

5. 農地土壌の温室効果ガス吸収源としての活用

我が国の農地土壌が有する温室効果ガスの吸収源としての機能及び本機能の向上に効果の高い営農活動については、その科学的な知見を集約し、食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会において、平成20年3月に「地球温暖化防止に貢献する農地土壌の役割について」を取りまとめました。

これを踏まえ、農地土壌は、たい肥の施用、緑肥の導入等の適切な土壌管理を通じて、炭素を貯留することが可能であり、温室効果ガスの吸収源として重要な役割を有していることについて、農業者や消費者等に対して広く紹介しているところです。

これらの取組に加え、農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能を向上していくため、モデル地区での実証を行うことなどにより、農業者や消費者の理解を得つつ、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動を推進します。

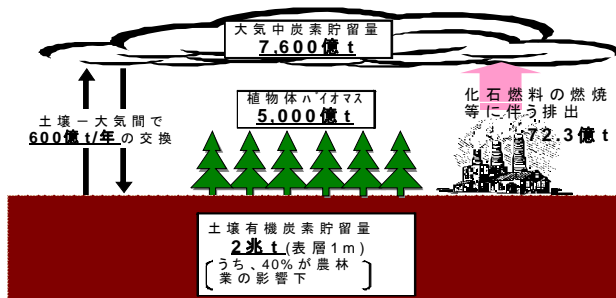
また、温室効果ガスの吸収源としての農地土壌は、大気・水と並ぶ重要な資源であることから、将来にわたってこれを健全な状態で保全していくため、土壌中の炭素含有量等に

ついて定期的なモニタリングを実施するとともに、基盤整備による農地土壌の炭素貯留機能を向上させるための実験事業を実施します。

また、京都議定書の第2約束期間（2013年以降）の枠組み（次期枠組み）について、平成21年までに結論を出すことが合意され、検討がなされています。我が国においても、森林吸収源に加えて、農地土壌の温室効果ガス吸収源としての機能の活用を、次期枠組みにおいても、しっかりと位置づけられるように、各国と協力しつつ、交渉に参画しているところです。

○ 地球温暖化防止に貢献する農地土壌の役割について

図1：世界の土壌・大気における炭素貯留の推定



資料：OECD「土壌有機炭素に関する専門家会合報告書」(2003)を基に作成
 [土壌には、有機炭素とは別に無機態の炭素9500億t(Science誌2004年6月11日号)が存在している。
 注：化石燃料等の燃焼に伴う排出は、エネルギー経済統計要覧(2007年版)より

土壌は地球規模の炭素循環、炭素の貯留の場として重要な役割を果たしています。具体的には、土壌が表層1mに約2兆トンの炭素を土壌有機物の形態で保持しており、これは大気中の炭素の2倍以上、植物体バイオマスの約4倍に相当し、その増減は地球温暖化に大きな影響を及ぼしています(図1)。

農林水産省が実施した土壌環境基礎調査の結果を踏まえると、我が国の農地土壌において、表層30cmに、水田1.9億トン、畑1.6億トン、樹園地0.3億トン、合計3.8億トンの炭素が貯留されていると見込まれますが、こうした農地土壌が貯留している大量の炭素は、有機物の施用や耕起の方法等営農活動によって増減します(表1)。

表1 我が国の農地土壌の炭素貯留量(試算値)
(1994-1998年の平均)

水田	185百万炭素t
普通畑	164百万炭素t
樹園地	30百万炭素t
合計	380百万炭素t

注：データは作土30cmのもの。合計はランドの関係で一致しない。
 土壌環境基礎調査(1994-1998)のデータに基づき次の式で算出。
 炭素貯留量(炭素トン)

$$= \sum \{ \text{全炭素含有量}(\%) \times \text{仮比重} \times \text{土壌総別面積割合} \times \text{耕地面積} \}$$

表2 たい肥を全国の農地土壌に施用(水田1.0t/10a、畑1.5t/10a)した場合の炭素貯留増加量(試算)

(単位：千t-C/年)

	年間炭素貯留増加量 ※(A)	有機物施用に伴う メタン発生量(B)	農地土壌の炭素収支 (A-B)
水田	850	168~274	576~682
普通畑	1,350	-	1,350
全農地土壌	2,200	168~274	1,926~2,032

※土壌の種類ごとの1ha当たり年間炭素貯留増加量に土壌の種類ごとの面積を乗じて算出。

また、土壌環境基礎調査(長期有機物連用試験：水田52地点、普通畑26地点)の成果から、全国の農地土壌に対して、たい肥を毎年1.0~1.5トン/10a(水田：1.0トン/10a、畑：1.5トン/10a)施用した場合、化学肥料のみを施用した場合と比べて、毎年220万炭素トンの炭素貯留量の増加が図られると試算され、これは、京都議定書における我が国の第1約束期間における削減目標量2,063万炭素トン(1990年温室効果ガス総排出量の6%)の約1割に相当します。

さらに、たい肥の施用を行った場合、水田土壌からメタンの発生が増加することから、たい肥の施用に伴う年間炭素貯留増加量からこれを差し引くと、農地土壌全体の炭素収支としては、年間193~204万炭素トンの炭素貯留量の増加が図られると試算されました(表2)。

6. 地球温暖化適応策の推進

先般公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次評価報告書によれば、氷河や永久凍土の融解、動植物の春季現象（発芽、鳥の渡り、産卵行動など）の早期化や生息域の移動など、既に世界中の自然と社会に影響が生じていることが明らかにされ、今後さらに地球温暖化が進行すれば、水資源、食料生産等に深刻な影響が生じると予測されています。

また、我が国においても一部の農作物で高温障害等の発生が問題化しており、例えば、水稲では、粒が乳白化したり、細くなる「白未熟粒」、果実では、ミカンの「日焼け果」や「浮皮症」、ブドウの「着色障害」等の被害が発生しています。



さらに、今後の地球温暖化の進行による農林水産業への影響については、これまでの予測研究の結果、仮に全国平均で約3℃気温が上昇した場合、水稲では、潜在的な収量が北海道では13%増加する一方、北海道以外では8～15%減少すると予測されています。また、果樹ではリンゴやウンシュウミカンの栽培適地が北上し、将来は新たな地域が栽培可能になる一方で、現在の主要な産地が気候的に不利になる可能性が予測されています。

このような状況を踏まえ、農林水産省では地球温暖化適応策として、以下の2つの取組を推進しているところです。

(1) 温暖化適応策技術の導入促進

地球温暖化による農作物への影響については、その発生状況を把握するため、全国調査を行っており、平成19年度の温暖化影響については「平成19年夏季高温障害対策レポート」（平成20年4月）にまとめ公表しています。また、温暖化に対する産地の取り組みを支援するため、主要農作物について温暖化適応策技術をまとめた「品目別地球温暖化適応策レポート」（平成19年6月）を作成し、これら適応策技術の生産現場への普及を進めているところです。

生産現場における具体的な例としては、水田作では、鹿児島県の南種子島地区において、ほ場の地下水位を制御し、気候変動による多雨や小雨による影響を回避するための地下灌漑システム（FOEAS）を導入した実証・普及事業が平成20年から始まっています。

また、温暖化適応品種の普及も着実に進んでおり、水稻では高温でも白未熟粒の発生が少ない「にこまる」が九州を中心として導入され、平成19年の作付面積は約600ha、平成20年では1000haを超える作付面積が見込まれています。果樹ではりんごの優良着色品種である「秋映」が長野県を中心に導入され、約200ha（平成17年産）において栽培が行われています。

○ 適応策の例（品目別地球温暖化適応策レポートより）

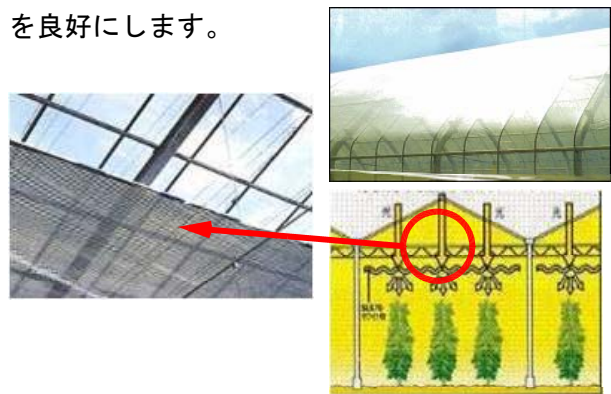
[大豆] 畦間かん水による生育量の確保等

急激に用水量が多くなる開花期前後に畦間かん水を実施し、水分不足による落花等を回避します。



[野菜] 遮光フィルムによる温度管理

主に夏期の施設栽培において、気温、地温などの上昇を抑制、植物の高温障害を回避し生育を良好にします。

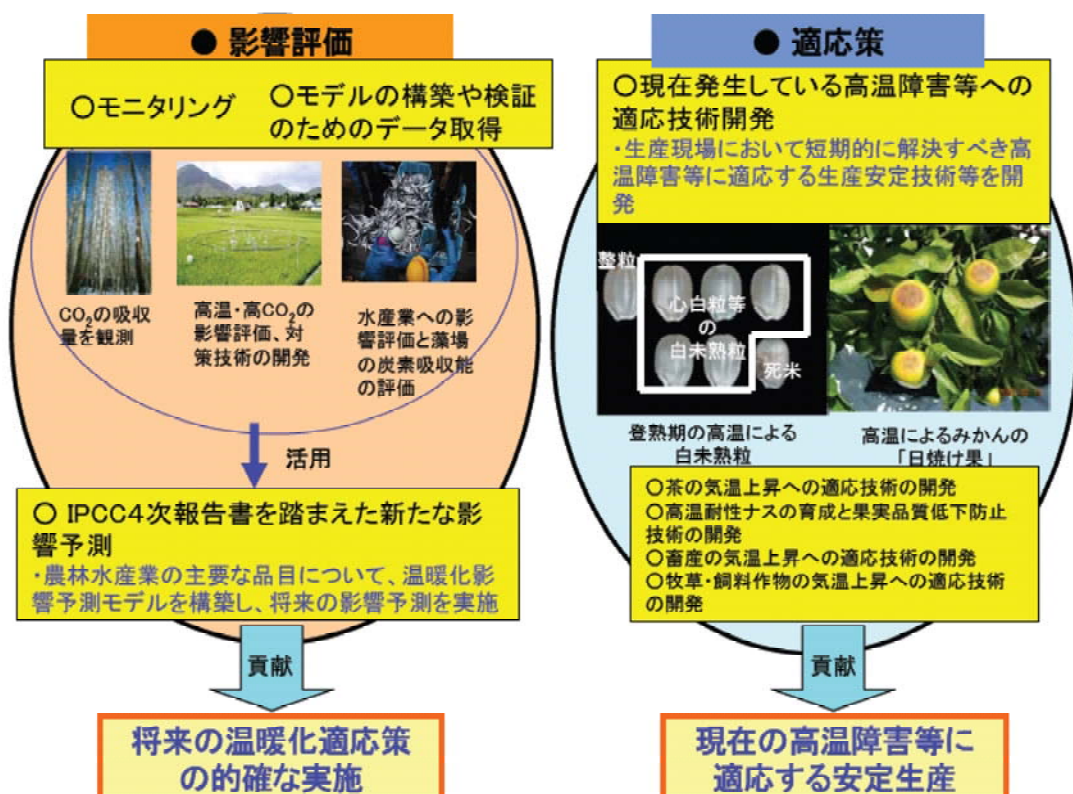


今後は、このような取り組みのほかに、地球温暖化への戦略的な対応を進めるために、栽培や気象などの専門家による推進体制を整備し、都道府県から寄せられた情報を分析し、温暖化による影響の発生状況を把握すると共に、影響が認められる産地に対して、産地診断や技術指導などを行い、産地の温暖化に対する取り組みをサポートしていきます。

(2) 技術開発等の推進

将来の地球温暖化の進行による農林水産業への影響に関する予測研究を推進するとともに、生産現場でのニーズを踏まえて、現在問題となっている高温障害等に適応する技術開発に取り組んでいます。

具体的には、農林水産業の主要品目について温暖化影響予測モデルの構築に向けた研究を進めている他、現在発生している高温障害等への適応技術の開発として、水稻における高温に適応した栽培技術の開発、畑作物の気温上層への適応技術の開発、ミカンの浮皮やブドウの着色不良等の果実生理障害発生軽減技術の開発、温暖化適応性の高い茶品種の選定や生産技術の開発、施設野菜における低コスト環境制御技術の開発、暑熱下での牛の飼養技術の開発等に取り組んでいます。



Ⅲ バイオマス・ニッポン

1. 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けて

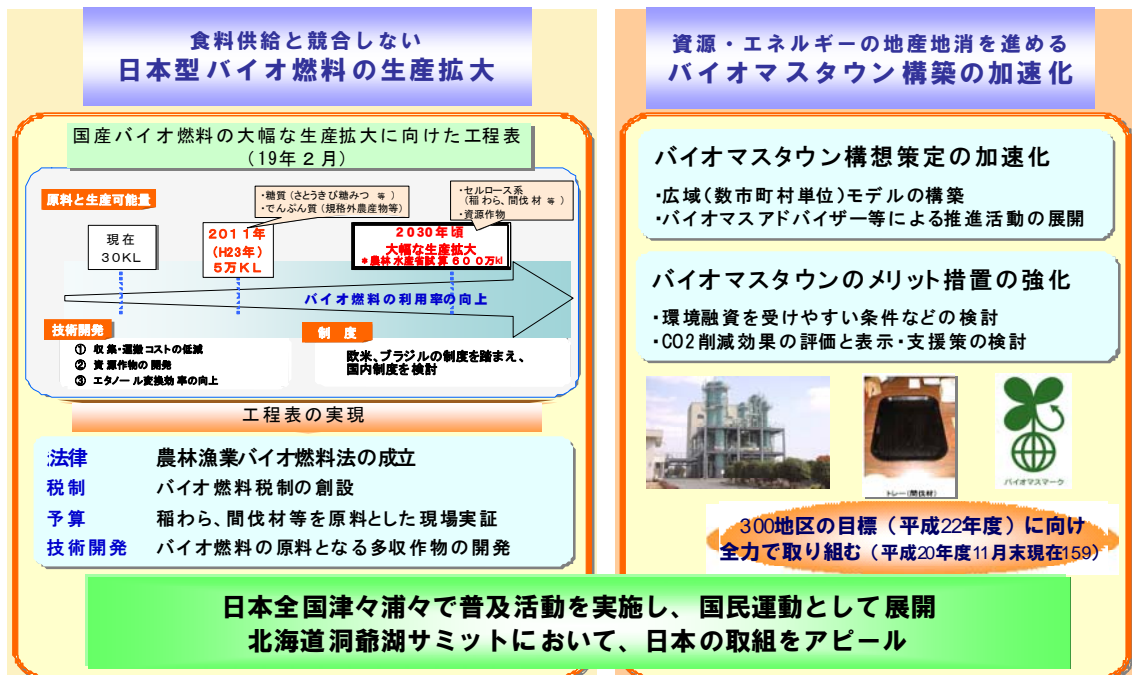
(1) バイオマス利活用の推進

バイオマスは、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な植物や動物に由来する資源です。また、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を増やさないカーボンニュートラルな資源としても重要です。

このような特性を持つバイオマスの利活用を推進することは、地球温暖化の防止や循環型社会の形成といった意義はもちろん、バイオ燃料など新たな戦略的産業の育成や、バイオマスの供給を担っている農林漁業・農山漁村の活性化にもつながるものであり、大量消費と使い捨ての社会を見直し、持続的に発展可能な社会を目指す上で不可欠なものです。

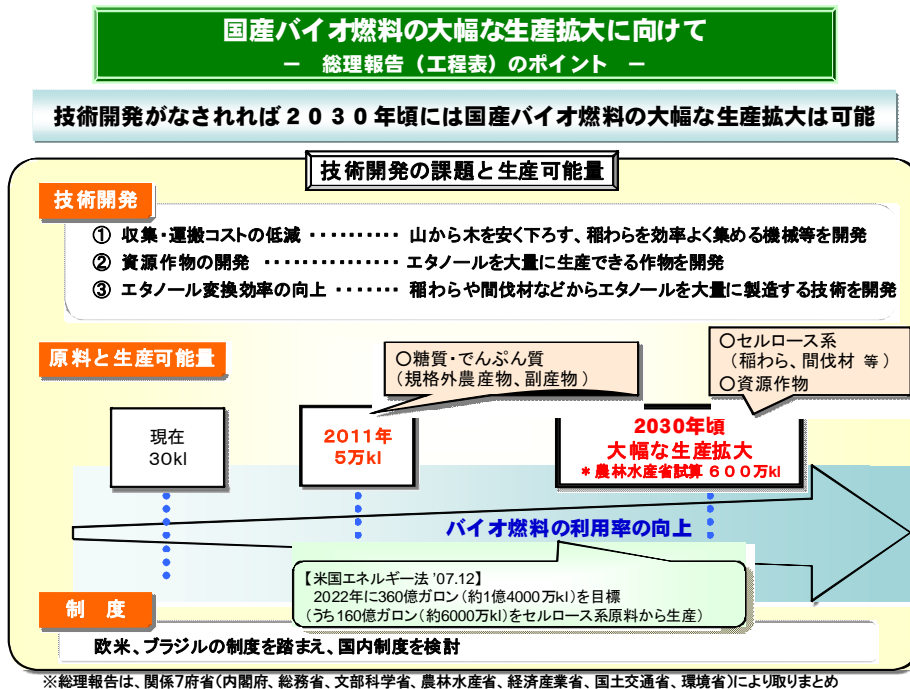
このような観点から、政府においては「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成18年3月31日閣議決定）を策定し、バイオ燃料の利用促進やバイオマスタウン構築の加速化など、地域に豊富に存在するバイオマスをエネルギーやマテリアルとして総合的に利活用するための取組を推進しています。

バイオマスの利活用の加速化



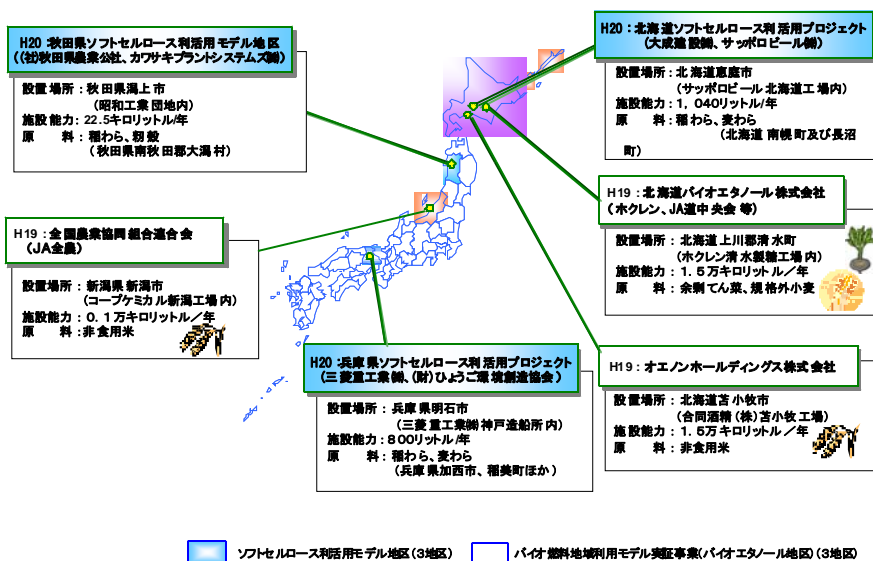
(2) 国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けて

バイオ燃料については、京都議定書において二酸化炭素を増やさないカーボンニュートラルな燃料として位置づけられていることから、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表（平成19年2月総理報告）を策定して、着実に推進を図ることとなっています。

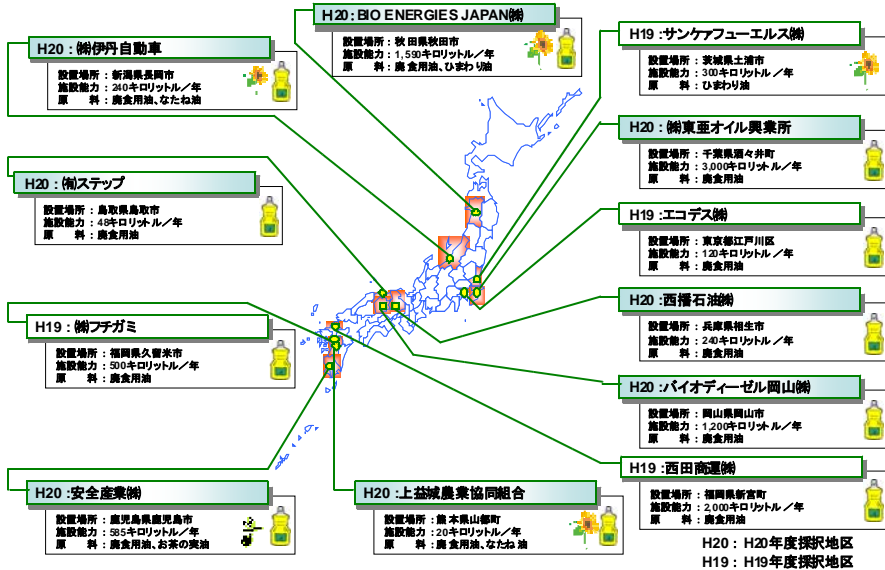


具体的には、平成23年度（2011年度）には単年度当たり5万kl（原油換算3万kl）の生産を目指しています。さらに、中長期的（平成42年（2030年）頃まで）には、稲わら等のセルロース系原料や資源作物などの食料供給とエネルギー供給との両立が可能な原材料を活用し、収集・運搬コストの低減、エタノールを大量に生産できる作物の開発、エタノール変換効率の向上を図る技術の開発等がなされれば、単年度当たり600万klまでは十分に我が国で生産が可能との試算を行ったところです。この工程表を着実に実施するために、全国各地においてバイオエタノールやバイオディーゼルの実証事業を展開しています。

バイオ燃料（バイオエタノール）実証実施地区

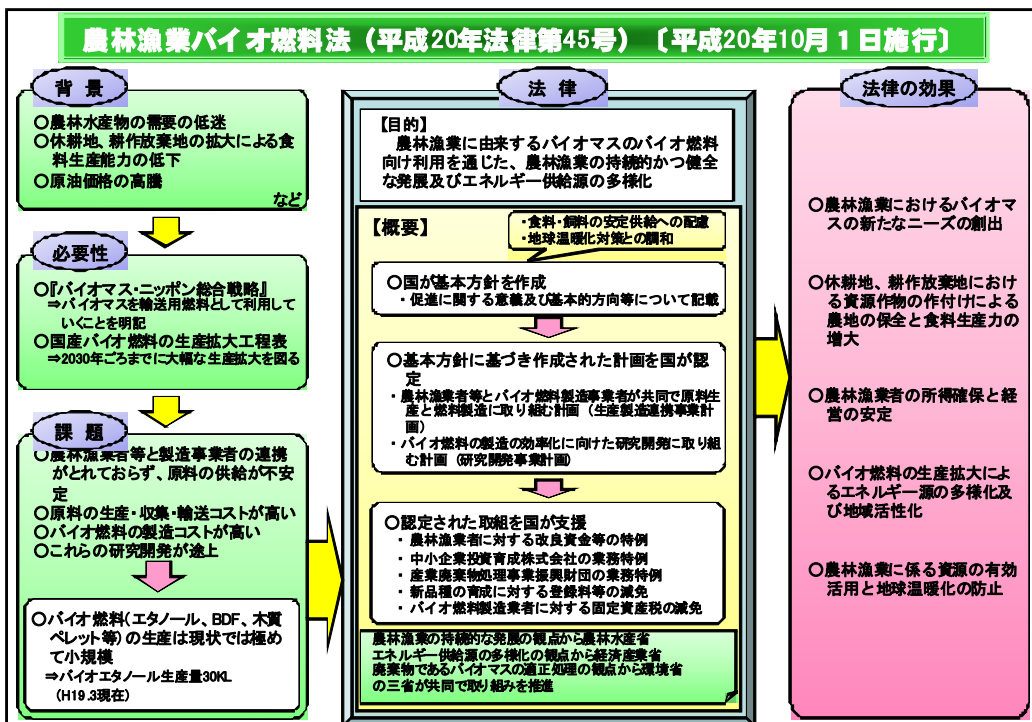


バイオディーゼル燃料実証実施地区（平成19・20年度採択）



(3) 農林漁業バイオ燃料法の制定

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を推進する法律上の仕組みである「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。「農林漁業バイオ燃料法」といいます。）」が、平成20年5月に新たに制定され、同年10月1日に施行されました。この法律の内容は、農林漁業者とバイオ燃料製造業者が共同した計画又は研究開発に関する計画を国が認定し、認定された計画には、新設したバイオ燃料製造プラントに係る固定資産税の軽減、資金融通の円滑化等の支援措置が講じられるというものです。

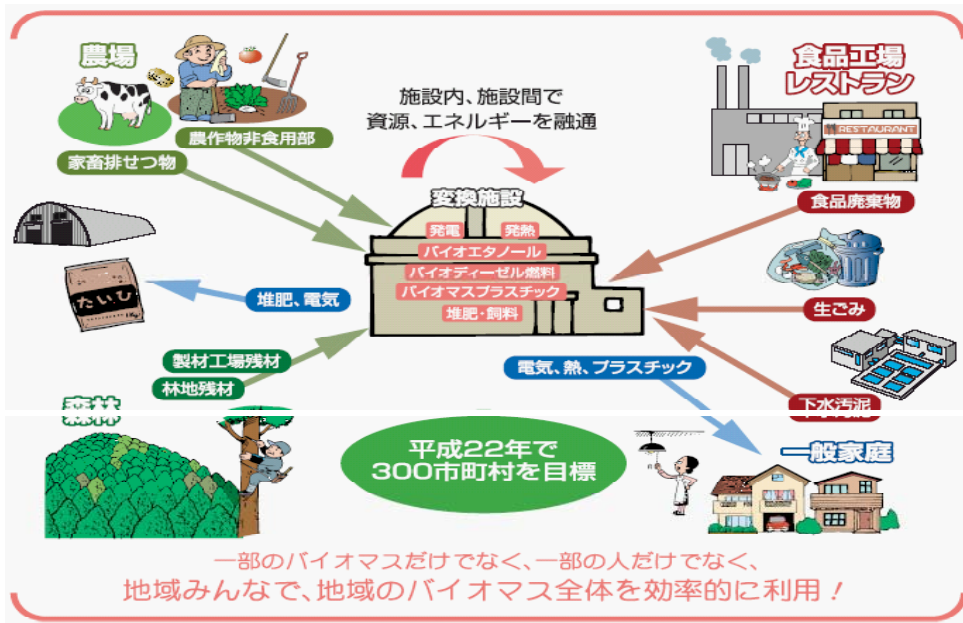


全国各地で実施されている大規模実証事業や農林漁業バイオ燃料法をはじめとして、今後も様々な政策ツールを総動員することにより、環境に優しい国産バイオ燃料の生産拡大を図ることとしています。

2. バイオマスタウン構想の加速化

(1) バイオマスタウンとは

バイオマスタウンとは、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われている地域です。



バイオマスタウン構想とは、地域のバイオマスの総合的な利活用について市町村が中心となって作成する計画です。平成16年度の構想公表の開始以来、順調に増え続け、平成20年11月末時点で159へと大幅に増加し、平成22年度末における300市町村のバイオマスタウン構想策定に向けて、着実な進展が図られました。

バイオマスタウン構想を公表した159市町村(平成20年11月末現在)



(2) 全国バイオマスタウンサミットの開催

バイオマスタウンのさらなる発展を図るため、昨年7月2日に、全国のバイオマスタウン構想を公表した市町村長が一堂に会する「全国バイオマスタウンサミット」を開催しました。バイオマスタウンの意義や期待される効果及び今後の発展可能性について情報を共有するとともに、「バイオマスタウンの飛躍」宣言を全国に発信しました。



「バイオマスタウンの飛躍」宣言

- 一、 地域に眠る豊かな資源バイオマスを発見・掘り起こし、地域の知恵を最大限に発揮して、地域の条件に合った、創造的なバイオマスの利活用に取り組みます。
- 一、 地域住民、関係者のバイオマスに関する理解の醸成を図り、地域で幅広く・多様なバイオマス利活用の取組が広がるよう努めます。
- 一、 バイオマスタウン同士、互いに競い合い、協力し合いながら、バイオマスタウンとしての更なる高みを目指します。
- 一、 バイオマスの利活用を、地域の人・経済・社会の活性化につなげます。
- 一、 バイオマス利活用の先駆者としての我々のこれまでの経験と今後の取組みを全国に向け発信し、バイオマスを最大限に活用した持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」の実現に貢献します。

平成20年7月2日 全国バイオマスタウンサミット

農林水産省の環境配慮の取組

1. 環境管理システムISO14001

農林水産省では、農林水産分野の施策における環境配慮と同時に、農林水産省自身も一事業者として、省エネルギーやリサイクル等を通じて率先して環境配慮に取り組むことが必要であると考えています。そこで、平成18年3月に農林水産省本省庁舎（合同庁舎1号館）を対象として環境管理システムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

農林水産省の環境管理システムでは、紙、ごみ、電気等の「環境に直接影響を及ぼす事務事業に関する事項」を対象とするほか、環境に間接的に影響を及ぼす業務として、「農林水産施策の企画・立案に関する事項」についても管理の対象として、「農林水産環境政策の基本方針」を踏まえた施策の進捗状況などについても、この仕組みの中で点検していくこととしています。

○ 環境管理システムの認証取得の意義

- ① 持続可能な循環型社会の構築に向けて、一事業者として、省エネルギーやリサイクル等を通じて、率先して環境負荷の低減等の責務を果たします。
- ② 職員の環境保全に関する意識の向上により、環境保全を重視した施策を一層推進します。
- ③ 農林水産施策について国民の理解と協力を得るとともに、省エネルギーや省資源の取組についても社会全体への普及を牽引します。



○ 農林水産省本省における環境管理システムの体系

農林水産省の環境管理システムでは、最高責任者（農林水産大臣）が定めた「農林水産省の環境方針（平成17年12月6日決定）」（参考1）において、環境管理システムの運用を通じて取り組む環境配慮及び環境保全に関する行動の基本的方向を示しています。

さらに、環境に影響を与える農林水産省のすべての事業活動の要素（環境側面）とともに（参考2）、環境側面に適用される法令等に基づき遵守すべき事項を調査していません（参考3）。

これらを踏まえ、「環境目的」、「環境目標」及び「実施計画」を定め（参考4、5）、定期的に環境管理システムが適切に実施・維持されているか監視・測定し、環境管理システムの見直しを行っています。

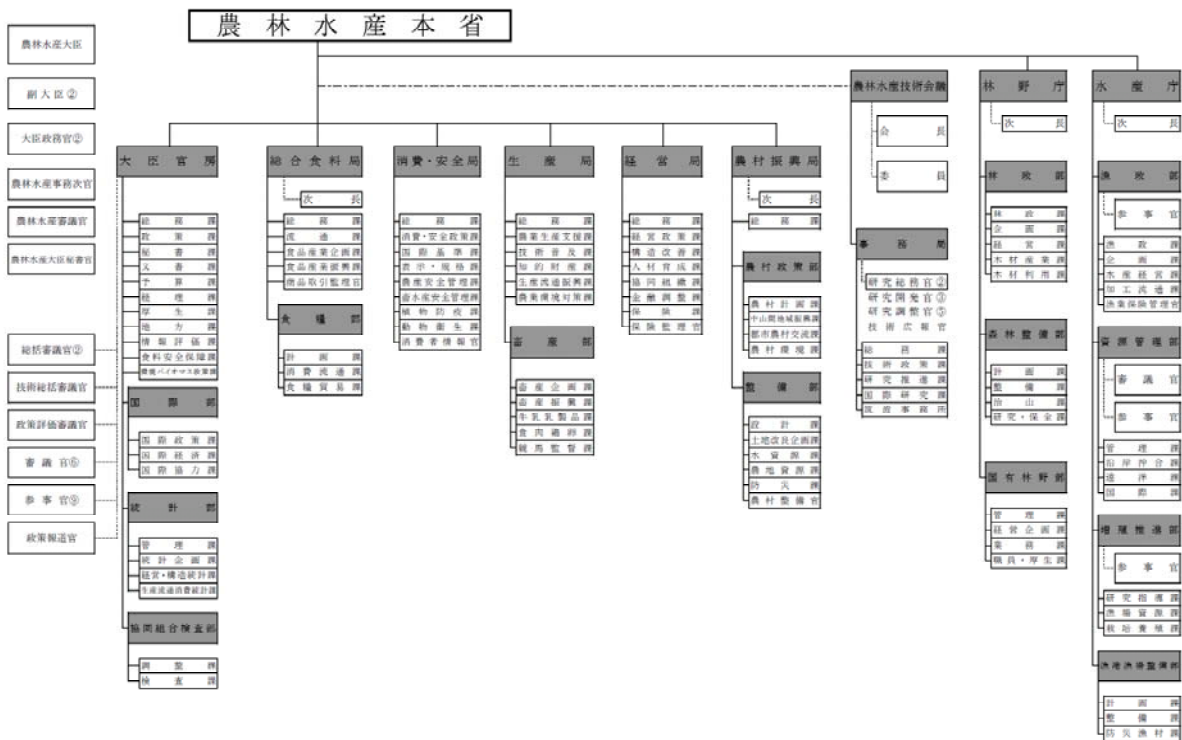
○ 環境管理システムの適用対象範囲

農林水産省環境管理システムの適用対象となる区域は、農林水産省本省庁舎（合同庁舎1号館）であり、対象となる組織は 農林水産省本省及び外局の内部部局並びに農林水産技術会議事務局です。

農林水産省本省庁舎は、本館、別館、北別館の3館で構成されており、敷地面積19,989㎡、3館あわせた延べ床面積79,913㎡で、農林水産省の事務室のほか、郵便局、食堂等が含まれます。本資料に記載の目標値、実績値は、庁舎に入居する食堂等を含めた庁舎全体の数値です。

農林水産省の組織図は以下の通りです。

農林水産省組織図（平成20年8月1日現在）



（環境管理システムでは、庁舎に入居する農林水産省以外の組織に対しても、協力組織として同システムの環境方針に沿った取組への協力を要請しています。）

2. 平成19年度の環境目標の達成状況（実績と評価）

(1) 環境に直接影響を及ぼす事務事業

農林水産省環境管理システムでは、公用車の燃料使用量などの8項目について環境目標を設定し、環境負荷の軽減に取り組んでいます。（H16基準年度、H20目標年度）

「公用車の燃料使用量」、「都市ガス使用量」、「用紙類の使用量」、「電気使用量」及び「上水使用量」については、平成20年度までの目標を既に達成し、一部は大幅な削減が進んでいます。

一方で、「廃棄物排出量」、「可燃ごみ排出量」及び「冷暖房用蒸気の使用量」は、前年度より増加しており、引続き削減への取組が必要です。

平成19年度の実績は以下のとおりです。

目標項目	単位	16年度実績 (基準年度)	目標 (平成20年度)		平成19年度実績	
			目標値	16年度比	実績値 (前年度実績値)	16年度比
公用車燃料 使用量	リットル	95,735	81,376	85%以下	71,369 (77,776)	75%
都市ガス 使用量	m3	143,901	143,901	100% (増加させない)	124,880 (138,219)	87%
用紙類使用量	トン	666	533	80%以下	527 (556)	79%
廃棄物 排出量	トン	608	316	52%以下	336 (310)	55%
可燃ごみ 排出量	トン	538	253	47%以下	263 (239)	49%
電気使用量	千kWh	10,197	9,177	90%以下	8,778 (8,932)	86%
冷暖房用蒸気 使用量	m3	7,661	6,895	90%以下	5,344 (4,445)	70%
上水使用量	m3	99,226	89,303	90%以下	83,473 (89,608)	84%

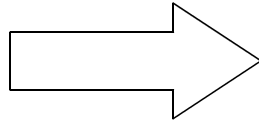
【環境に直接影響を及ぼす事務事業の取組例】

○ 太陽光で発電した電気を生ゴミ処理機で利用

農林水産省の屋上には太陽光発電設備を設置しており、当該設備で発電した電気を省内の食堂から発生した生ゴミを堆肥化する機械で使用しています。



屋上を利用した太陽光発電



生ゴミ処理機



堆肥は千葉県の畜産組合で利用されています。

○ 買い物はマイバッグを利用

地下売店で買い物をする際に利用するマイバッグを全職員に配布しています。



(2) 農林水産施策の企画・立案

環境に間接的に影響を及ぼす事務事業として、環境保全型農業の推進、地球温暖化防止森林吸収源対策の推進、藻場・干潟の保全・造成の推進、食品リサイクルの推進、容器包装リサイクルの推進等に関する農林水産施策の企画・立案について、環境保全や環境に配慮した目標・実施計画を設けて定期的に監視・測定を行っています。

監視・測定の結果、農林水産施策の企画・立案については、概ね適切に維持されているものの、「注意」事項が4件見られました（参考5）。

表 監視及び測定に係る達成の評価結果の概要

	不適合	注意	適合	合計
17年度	0	6	85	91
18年度	0	1	88	89
19年度	0	4	86	90

【不適合】

目標の達成が困難であり、文書により是正処置を要求することが適当と認められる事項

【注意】

目標の達成に課題があり、不適合が発生しないよう予防措置を検討することが適当と考えられる事項

3. 公用車にバイオ燃料を導入

農林水産省では、バイオ燃料の利用を自ら率先して実践することが重要であると考え、平成19年10月1日から大臣が使用する車をはじめ、農林水産省の公用車17台にバイオ燃料を導入し、平成20年4月からはマイクロバス1台（軽油）を除く全ての公用車65台にバイオ燃料を導入しました。また、平成19年10月から平成20年9月までの1年間に47,583リットルのバイオ燃料を使用しています。

4. 農林水産省における温室効果ガス排出量抑制への取組

政府は、自らが率先して地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、取組を進めています。

農林水産省においても、自らの事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で10%以上削減することを目標として、温室効果ガスの排出抑制に取り組むこととしています。

その結果、農林水産省における平成19年度の温室効果ガス総排出量は122,677トン-CO₂で、平成13年度に比べ14.9%削減しました。

○ 温室効果ガス排出量抑制の取組

農林水産省では温室効果ガスの排出削減を進めるため、「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成19年8月14日農林水産省決定）」を策定し、日常の業務等における省CO2及び省エネルギー・省資源の取組を推進することとしています。

5. グリーン購入の推進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。また、これは消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

○ グリーン購入の取組

農林水産省では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、物品を調達する場合には、できる限り環境への負荷の少ない製品を調達するとともに、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品やバイオマス製品、低公害車などを積極的に調達することとしています。

6. グリーン契約の推進

政府は、温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質の排出削減を図るため、契約の段階において環境負荷の低減に配慮する基本方針を平成19年12月7日に閣議決定し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めています。

○ グリーン契約の取組

農林水産省では「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（グリーン契約法）に基づき、電力の供給を受ける契約（裾切り方式）、自動車の購入に係る契約（総合評価落札方式）、省エネルギー改修事業に係る契約（ESCO事業）、建築物に係る契約（環境配慮型プロポーザル方式）など可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結を行うこととしています。

7. 農林水産省における木材利用拡大への取組

農林水産省では、平成14年12月に策定した「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」において、木材の利用推進を重要な柱の一つとして位置付けたこと等を踏まえ、農林水産省自らが木材利用の拡大に取り組む「農林水産省木材利用拡大行動計画」を平成15年8月に決定（平成17年7月、平成20年5月一部改正）し、

- ①農林水産省関係公共土木工事で設置する柵工・土留工などの施設
- ②農林水産省関係補助事業で設置する施設
- ③農林水産省や関係機関の庁舎
- ④農林水産省や関係機関の備品・消耗品

について、木材・木製品の導入目標を定め、木材利用の拡大に取り組んでいます。

○ 平成19年度の実施状況

○ 庁舎の営繕等における木造化・内装木質化の推進

- ・ 庁舎を木造で新改築 30施設 <庁舎木造化の事例>

○ 木製品の導入の推進

- ・ 本省課長・室長以上の事務机の木製品化 85%
(天板等一部木材使用は除く)
- ・ 木製の事務机・会議機の導入 841台
- ・ 間伐材封筒の使用 約199万枚
- ・ 間伐材フラットファイルの使用 約13万6千枚
- ・ パンフレット等への間伐材印刷用紙の使用 約125万部
- ・ 飲料用紙製缶の使用 約1万3千本
(林野庁調べ)



写真上：岡山県津山市
岡山森林管理署
新庁舎外観
下：同庁舎玄関フロア



<間伐材封筒>



<カートカン（飲料用紙製缶）自動販売機>



環境管理システムに関する参考資料

- (参考1) 農林水産省の環境方針 34
- (参考2) 環境側面調査表 (オフィス活動、庁舎管理) 35
- (参考3) 法的要求事項等調査表 37
- (参考4) 平成19年度環境目的及び環境目標並びに実施計画 . . . 38
(直接環境に影響を及ぼす業務)
- (参考5) 平成19年度農林水産施策の企画・立案 41
監視及び測定結果報告書

農林水産省の環境方針

1 基本理念

廃棄物の増大や、生物多様性の危機、地球温暖化の進展等、今や地球環境問題は、私達を取り巻く重大な問題になっています。その根源は私たちの日常生活や通常の事業活動に起因するものであり、社会を構成するすべての主体がこの解決に向けて自主的かつ積極的に取組を進めることが求められています。

農林水産業は、本来、自然環境に働きかけて、これを上手に利用し、その恵みを享受する生産活動です。しかしながら、耕作放棄地等の増加、里山林の荒廃、肥料、農薬の過剰投入や家畜排せつ物の不適切な管理等による自然環境への悪影響の発生が懸念される現状にあります。

農林水産業の持続的な発展のためには、農地・農業用水等の地域資源の保全・管理、担い手の確保とともに、農林水産業の自然循環機能の維持・増進が不可欠です。

このため、農林水産省では、これまでも、環境保全型農業の推進、健全な森林の整備・保全と木材利用の推進、藻場・干潟の造成などに取り組んできたところです。また、平成15年12月には、「農林水産環境政策の基本方針」を決定し、この基本方針の下、農林漁業者の主体的な努力を基本として、農林水産業の自然循環機能の維持・増進とともに、農山漁村の健全で豊かな自然環境の保全・形成に向けた施策を展開することとしています。

このような施策展開のほか、農林水産省自身も一事業者として、省エネルギーやリサイクル等を通じて、自らが率先して環境への配慮を行う必要があります。

このような基本的な考え方を踏まえ、農林水産省では、本省においてISO14001に基づく環境管理システムを導入し、環境負荷低減及び環境保全の取組を着実に進めることとします。また、職員一人一人の活動を環境に配慮したものとし、その定着を図ります。

2 基本方針

- (1) 「農林水産環境政策の基本方針」に基づき、環境保全を重視した農林水産業に移行することを目指します。
- (2) 物品やサービスの購入に当たっては、農林水産省の「環境物品等の調達を推進するための方針」に基づき、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を最大限進めます。
- (3) 本省庁舎における様々な日常活動に関して、「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための実行すべき措置について定める実施計画」を積極的に実行し、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減などに努めます。
- (4) 農林水産省と取引などがある受注業者等に対しては、発注に当たり、環境に配慮した行動をとるよう求めていきます。
- (5) 環境に関連する法令及び計画等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- (6) 環境管理システムを定期的に見直し、継続的な改善に努めるとともに、環境方針及びその運用成績を公表します。

平成17年12月6日

農林水産大臣 中川 昭一

環境側面調査表（オフィス活動）

環境側面	環境側面の原因要素	局庁	課	環境影響区分											環境影響評価			法的要求事項等の適用			
				影響発生区分			自然環境			地球環境			その他		環境影響の発生頻度	環境影響の発生量	環境影響の重大性				
				定時的	非定時的	緊急時	大気汚染	水質汚濁	悪臭	地球温暖化	オゾン層破壊	資源枯渇	廃棄物の排出	人の健康被害							
オフィス活動	1. 電気の使用																3	2	2	○	
	室内の照明	全局	全課	○					○	○											
	コピー機の使用	全局	全課	○					○	○											
	コンピューター機器の使用	全局	全課	○					○	○											
	個別空調設備の使用	全局	全課	○					○	○											
	エレベーターの使用	全局	全課	○					○	○											
	家電製品の使用	全局	全課	○					○	○	○										
	2. 都市ガスの使用																3	2	2	○	
	給湯器の使用	全局	全課	○						○	○										
	浴室（浴槽）の使用	全局	全課	○						○	○										
	ガスコンロの使用	全局	全課	○						○	○										
	3. 水の使用																3	2	2	○	
	トイレの使用	全局	全課	○							○										
	給湯室の使用	全局	全課	○						○	○										
	浴室（浴槽）の使用	全局	全課	○						○	○										
	4. 紙の使用																3	2	2	○	
	コピー機の使用	全局	全課	○							○	○									
	コンピューター機器の使用	全局	全課	○							○	○									
	外注印刷物	全局	全課	○							○	○									
	発送業務（封筒）	全局	全課	○							○										
	トイレの使用	全局	全課	○							○										
	5. 物品等の購入																3	2	2	○	
	その他の事務（指定物品の購入）	全局	全課	○							○	○									
	6. 廃棄物等の排出																3	2	2	○	
粗大ゴミの排出（机・椅子等）	全局	全課	○								○										
不燃ゴミの排出（プラスチック等）	全局	全課	○								○										
資源ゴミの排出（ビン・ペットボトル等）	全局	全課	○								○										
可燃ゴミの排出（生ごみ・紙・雑ごみ等）	全局	全課	○								○										
7. ガソリンの使用																3	2	2	○		
官用車の使用	全局	全課	○			○				○		○									
8. 外部への環境保全の働きかけ																2	2	2	○		
調査・研究委託の実施、報告書等の提出	全局	全課	○			○	○	○		○	○	○	○	○							

環境側面調査表（庁舎管理）

環境側面	環境側面の原因要素	局庁	課	環境影響区分											環境影響評価		著しい環境側面	法的要求事項等の適用			
				影響発生区分			自然環境			地球環境			その他		環境影響の発生頻度	環境影響の重大性					
				定時的	非定時的	緊急時的	大気汚染	水質汚濁	悪臭	土壌汚染	地球温暖化	オゾン層破壊	資源枯渇	廃棄物の排出					人の健康被害		
庁舎管理	1. 電気の使用																3	2	2	○	
	全館空調設備の使用	大臣官房	経理課	○						○	○										
	廊下等の照明	大臣官房	経理課	○						○	○										
	エレベーターの使用（再掲）	大臣官房	経理課	○						○	○										
	2. 水の使用																2	2	2	○	
	全館空調設備の使用	大臣官房	経理課	○							○										
	3. 廃フロン等の排出																2	2	2	○	○
	官用車のメンテナンス	大臣官房	経理課	○							○	○									
	空調設備等のメンテナンス	大臣官房	経理課	○							○	○									
	非常用電源設備のメンテナンス	大臣官房	経理課	○							○	○									
	4. PCBの飛散																2	3	2	○	○
	廃トランス等の保管	大臣官房	経理課		○		○	○													
	5. 燃料の漏洩																2	3	2	○	○
	非常用電源設備の管理	大臣官房	経理課		○		○	○													
	6. 廃棄物等の排出																2	3	2	○	○
	感染症廃棄物（使用済みの注射針、ガーゼ等）	大臣官房	厚生課	○								○	○								
	産業廃棄物（エックス線フィルム）	大臣官房	厚生課	○									○								
	公共工事における建築副産物	大臣官房	経理課	○									○								
		総合食料局	総務課	○									○								
	7. 材料の消費																2	3	2	○	○
	公共工事における建築資材の使用	大臣官房	経理課	○								○	○								
		総合食料局	総務課	○									○								

評価の基準

項目	説明	点数	
環境影響の発生頻度	高	ほぼ毎日使用又は発生するもの	3
	中	「高」、「低」以外のもの	2
	低	ほとんど使用又は発生しないもの	1
環境影響の重大性	高	非定常時又は緊急時において発生する可能性が高いもの	3
	中	「高」、「低」以外のもの	2
	低	非定常時又は緊急時において発生する可能性が低いもの	1
環境影響の発生量	多	多量のもの	3
	中	中程度のもの	2
	少	少量のもの	1
環境影響の重大性	大	重大な、又は広域的な環境への影響があるもの	3
	中	「大」、「小」以外のもの	2
	小	軽微な又は局所的な環境への影響があるもの	1

法的要求事項等調査表（集約表）

業務等	局庁	課	法令等の名称	主な要求事項	対象設備・物質等	基準	特定業務
産業廃棄物処理業務	大臣官房	厚生課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物保管基準の遵守 特別管理産業廃棄物の収集、処理委託基準の遵守 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 特別管理産業廃棄物の処理に関する事項の報告 	感染性廃棄物（診療所）	マニフェスト伝票の発行	
産業廃棄物（エックス線フィルム）	大臣官房	厚生課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物保管基準の遵守 産業廃棄物の収集、処理委託基準の遵守 産業廃棄物管理票による管理 	エックス線フィルム（診療所）	マニフェスト伝票の発行	
ごみ処理業務	大臣官房	経理課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物保管基準の遵守 産業廃棄物運搬、処分等委託基準の遵守 産業廃棄物管理票による管理 一般廃棄物の適正処理 	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物に係る基準等の遵守 マニフェスト伝票による管理 	
設備管理業務	大臣官房	経理課	騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設の届出 騒音規制基準の遵守 	原動機の定格出力7.5kw以上の送風機及び排風機	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設の届出 騒音規制基準の遵守 	
排水除害設備保守点検業務	大臣官房	経理課	下水道法	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設の届出 水質の測定及び水質基準の遵守 	排水除害施設	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設の届出 水質の測定及び水質基準の遵守 	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理業務	大臣官房	経理課	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況の届出 	ポリ塩化ビフェニル廃棄物	適正処理及び届出	
地下タンク貯蔵所及び配管点検業務	大臣官房	経理課	消防法	<ul style="list-style-type: none"> 危険物貯蔵所の設置等許可 危険物に係る貯蔵、取扱等の基準の遵守 危険物取扱者による危険物の適切な取扱等 	重油タンク（A重油）3000L（非常用自家発電機用）	<ul style="list-style-type: none"> 危険物貯蔵所の設置等許可 危険物に係る基準等の遵守 	○
エネルギー管理業務	大臣官房	経理課	エネルギーの使用の合理化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの使用量等の状況報告 エネルギー管理員の選任・届出 	エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 定期報告書の提出 エネルギー管理員の選任・届出 	
特定家庭用機器の廃棄業務	大臣官房	経理課	特定家庭用機器再商品化法	廃棄時の適正処理	特定家庭用機器廃棄物	廃棄時の適正処理	
自動車の交換購入等業務	大臣官房	経理課	使用済自動車の再資源化等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 使用済自動車の適正処理 再資源化等預託金等の預託 	公用車	自動車交換購入時等の適正処理	
パソコンの売却等業務	大臣官房	経理課	資源の有効な利用の促進に関する法律	使用済機器の適正処理	パソコン	売却時等の適正処理	

平成19年度 環境目的及び環境目標並びに実施計画登録表（直接環境に影響を及ぼす業務）

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課
0. 事業・事務に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減する。	電気・都市ガス、公用車燃料等の使用に伴い排出される温室効果ガス排出量を、平成16年度比で、平成19年度及び平成20年度とも87%以下とする。	0-① 温室効果ガス排出削減状況を把握する。	大臣官房	環境バイオマス政策課
1. 公用車等で使用する燃料の量を削減する。	ガソリンの使用量を、平成16年度比で、 ・平成19年度までに86%以下 ・平成20年度までに85%以下とする。	1-① 公用車等の燃料使用量、走行距離等を把握する。	大臣官房 林野庁 水産庁	経理課 林政課 漁政課
		1-② 農林水産省における環境物品等の調達を推進を図るための方針に基づき、低公害車を導入する。	大臣官房 林野庁	経理課 林政課
		1-③ 農林水産省行政効率化推進計画に基づき、公用車の台数を見直す。	大臣官房 林野庁	経理課 林政課
		1-④ 待機時のエンジン停止の励行・不要なアイドリングの中止、タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行、カーエアコンの設定温度を1度アップするなど環境に配慮したエコドライブを行う。	大臣官房 林野庁	経理課 林政課
		1-⑤ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用に努める。	全部局	全課
		1-⑥ 日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、共用自転車の使用に努める。	全部局	全課
		1-⑦ 毎月第一月曜日は、警備上及び業務上支障のある場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関とする。	全部局	全課
		1-⑧ 不要不急のタクシー利用を抑制する。	全部局	全課
		1-⑨ 公用車、タクシーの相乗りに努める。	全部局	全課
		2. 庁舎におけるエネルギー使用量（電気・都市ガス等）を削減する。	①電気の使用量を、平成16年度比で、平成19年度及び平成20年度とも90%以下とする。 ②都市ガスの使用量を平成16年度比で、平成20年度まで増加させない。 ③冷暖房用蒸気量を平成16年度比で、平成19年度及び平成20年度とも90%以下とする。	2-① 電気、都市ガス等の使用状況を把握する。
2-② 農林水産省における環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、省エネ型OA機器を導入する。	大臣官房 全局庁			経理課 経理担当課
2-③ 平成15年度に実施したグリーン診断に基づき、省エネルギー型の照明器具、個別空調機等を導入する。	大臣官房 全局庁			経理課 経理担当課
2-④ 待機電力削減のため、退庁時に可能な範囲でノートパソコン等の電源プラグを抜く。もしくはOAタップを利用しスイッチを切る。	全部局			全課
2-⑤ 長時間の離席時など、パソコンを長時間利用しない場合には電源をOFFにする（昼休みを除く）。また省エネモードに設定する。	全部局			全課
2-⑥ 昼休みにプリンター、コピー機の電源をOFFにする。もしくは省エネモードに設定する。	全部局			全課
2-⑦ プリンターが2台以上ある場合には、通常使用するプリンターの連続使用に努め、使用台数を削減する（もう一方のプリンターの電源をOFFにする。）。	全部局			全課
2-⑧ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を行う。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。	全部局			全課
2-⑨ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。また、執務室においても、自然光の活用が可能な場合には、その活用を図る。	大臣官房 全部局			経理課 全課
2-⑩ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を行い、集中冷暖房システムの稼働中は個別空調機を使用しない。	大臣官房 全部局			経理課 個別空調機の管理担当課

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課
		2-11 執務室での服装について、暑さや寒さをしのぎやすい服装を励行する。	全部局	全課
		2-12 冷房中は、窓のブラインドを降ろしたり、冷気の通り道を確保するなどの工夫をし、冷房効率を高める。また、冷暖房中は、窓、出入口の開放禁止を徹底する。	全部局	全課
		2-13 効率的な業務遂行に努め、水曜日及び金曜日の定時退庁、夜間残業の削減、有給休暇の計画的消化に努める。	全部局	全課
		2-14 直近階への移動には階段の利用に努め、エレベーターの利用を控える。	全部局	全課
		2-15 電気ポット、コーヒーメーカー等の比較的電力消費量が多い電気製品の使用を中止する。また、冷蔵庫の効率的使用を図る。	全部局	全課
		2-16 庁舎内の自動販売機の設置状況を精査し、エネルギー消費の少ない機種への更新を促す。	大臣官房	厚生課 経理課
		2-17 太陽光発電設備を導入する。	大臣官房	経理課
		2-18 屋上緑化を導入する。	大臣官房	経理課
3. 用紙類の使用量を増加させない。	用紙類の使用量を、平成16年度比で、 ・平成19年度までに85%以下 ・平成20年度までに80%以下とする。	3-1 コピー用紙、事務用封筒等の年間使用量について、各局単位など適切な単位で把握する。	全部局	用紙類の使用量を把握できる課
		3-2 資料の簡素化を図る。また、印刷部数についても必要最小限の量となるよう努める。	全部局	全課
		3-3 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。	全部局	全課
		3-4 使用済み用紙の裏紙使用等を行う（個人情報など裏面使用が好ましくない書類を除く。）。また、このため複合機及びプリンターに裏紙専用トレイを設置する等により、再使用に努める。	全部局	全課
		3-5 使用済み封筒の再使用を行う。	全部局	全課
		3-6 文書・資料の電磁的方法による保存を進めるとともに、電子メール、電子掲示板等の電磁的方法を活用した情報提供等を行う。	全部局	全課
4. 上水使用量を削減する。	上水の使用量を、平成16年度比で、 ・平成19年度までに92%以下 ・平成20年度までに90%以下	4-1 上水の使用状況を把握する。	大臣官房	経理課
		4-2 節水機器等を導入する。	大臣官房	経理課
		4-3 水漏れ点検を実施する。	大臣官房	経理課
		4-4 給湯室等の利用の際、蛇口・水栓をこまめに閉める。	全部局	全課
		4-5 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等により節水に努める。	大臣官房 林野庁	経理課 林政課
5. 廃棄物の量を削減する。	①廃棄物総量を、平成16年度比で、 ・平成19年度までに53%以下 ・平成20年度までに52%以下とする。 ②可燃ごみの量を、平成16年度比で、 ・平成19年度までに49%以下 ・平成20年度までに47%以下とする。	5-1 廃棄物の総排出量、うち可燃ごみの量を把握する。	大臣官房	経理課
		5-2 事務用品等について、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rに努める。	全部局	全課
		5-3 使用済みのフラットファイル、ドットファイル、封筒等は、表紙を貼るなどして再使用を行う。	全部局	全課
		5-4 詰め替え可能な文具、洗剤等を使用することにより、使い捨て製品の使用や購入の抑制に努める。	全部局	全課
		5-5 マイバッグ等を活用し、レジ袋を辞退する。また、過剰包装品の購入の抑制に努める。	大臣官房 全部局	厚生課 環境バイオマス政策課 全課
		5-6 「本省庁舎ごみの分別表」に基づき、ごみの分別を徹底する。	大臣官房 全部局	経理課 全課

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課
		5-7 個人用のごみ箱の削減等に努め、事務室段階でのゴミの削減、分別・所定の場所への廃棄等を徹底する。	全部局	全課
		5-8 シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。	全部局	全課
		5-9 コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジは、機器メーカー等のリサイクル回収に出す。	大臣官房 全部局	経理課 全課
		5-10 物品の在庫管理を徹底する。	全部局	全課
		5-11 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入に努めるとともに、適正な回収ルートを通じた再使用に協力する。	大臣官房 全部局	厚生課 全課
		5-12 庁舎内食堂から排出される食品残渣等について、再生利用に努める。	大臣官房	厚生課 経理課
		5-13 廃棄する生ごみ、OA機器、家電製品等について、分別や適正処理を実施する。また、廃棄物処理業者等に対し発注者として同様の対応を促す。	大臣官房	経理課
		5-14 庁舎内の自動販売機の設置状況を精査し、マイカップが使用できる自動販売機を設置することにより、容器包装廃棄物の排出抑制に資する取組を促す。	大臣官房	厚生課 経理課
6. 財やサービスの購入に当たっては、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施するとともに、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達に努める。	①「農林水産省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、各品目毎の総調達量に占める適合品目の割合を100%にする。(毎年) ②「農林水産省木材利用拡大行動計画」に基づき、木材の利用拡大に取り組む。 ③バイオマス製品の利用拡大に取り組む。	6-1 環境物品等の調達状況を把握する。	大臣官房	環境バイオマス政策課
		6-2 「農林水産省の環境物品等の調達の推進を図るための方針」の判断の基準を満たす物品等を調達方針に基づき調達する。(「設備」「公共工事」を除く各物品及び役務提供等)	大臣官房 全局庁	経理課 経理担当課
		6-3 間伐材等の木材を使用した封筒、フラットファイル等の購入・利用を進める。	大臣官房 全局庁	経理課 経理担当課
		6-4 間伐材等の木材を使用した事務机・会議机や名札(机上用、衣服取付型、首下型)、ペンスタンド、鉛筆等を優先的に選択する。また、バイオマスプラスチックを使用したクリアホルダーのファイル等を優先的に選択する。	大臣官房 全局庁	経理課 経理担当課
		6-5 庁舎の建築等に当たっては、木造化、内装の木質化を積極的に行う。	大臣官房 全局庁	経理課 庁舎の建築等担当課
		6-6 庁舎内の食堂において使用する割り箸について、間伐材等の木材を使用した製品の利用を呼びかける。また、バイオマスプラスチックを使用した食器の利用を呼びかける。	大臣官房	厚生課 環境バイオマス政策課
		6-7 間伐材等の木材を使った名刺、カートン等の購入・利用に努め、木材の利用拡大に協力する。	全部局	全課
		6-8 設計時に仕様書等で環境に配慮した建築資材の使用を指定する。	大臣官房 全局庁	経理課 庁舎・宿舍の改修等担当課
7. 業務受託業者等に対して環境保全活動の実施を働きかける。	物品の納入業者、工事請負業者、調査・研究等受託業務の受託者等に対し、環境保全活動の実施を働きかける。	7-1 契約担当者は、発注予定業者等に対して、環境保全の働きかけを行い、協力依頼文を掲示する。	大臣官房 全局庁	経理課 経理担当課
		7-2 調査・研究等委託事業の受託者が提出する事業成果物については、原則としてその媒体は電磁的記録媒体とすることを委託事業実施要領に明記するように徹底する。	大臣官房 全局庁	経理課 経理担当課

平成19年度 農林水産施策の企画・立案
監視及び測定結果報告書（環境目的及び環境目標並びに実施計画）

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
【健全な水循環】 ○ 国土の約8割を占める森林や農地は、雨水を蓄え、浄化し、河川への急速な流入を抑制している。周辺沿岸の藻場・干潟では海藻や貝類等の生息生物が水を浄化している。このような森林、農地・農業用水、藻場・干潟の機能を維持・向上していく。 ○ 他方、肥料、農薬や家畜排泄物、養殖業の飼料等は、水環境への負荷の原因となり得るものである。これらが原因となる環境負荷の低減を推進する。	【健全な森林の育成】 ① 水源かん養、山地災害の防止をはじめとする多面的機能を発揮する森林の整備や保全を推進する。 ② 特に、水土保全林については、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給を確保する観点から、高齢級の森林への移行、広葉樹の導入等により複層林の造成を推進するなど、整備や保全を着実に推進する。	○森林整備保全事業計画及び京都鑑定書目標達成計画に基づき、森林整備事業を推進する。 【施策の内容】 「水土保全林」を対象に、水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進に資する植栽、間伐、育成複層林への移行等を推進するとともに、これに必要な路網を整備。 ○森林整備保全事業計画及び京都鑑定書目標達成計画に基づき、水源地域等保安林整備事業（治山事業）を推進する。 【施策の内容】 ダム上流等の水資源確保上重要な水源地域の森林について、広葉樹の導入等による複層林及び針広混交林と渓流域の環境に配慮した地表水の地下への浸透を促進する施設とを一体的に整備し、安全で安心な水の量と質の双方を確保・保全。	林野庁	計画課 整備課 業務課	目標・計画とも適合	適合
	【豊かな海と森を育む連携】 豊かな海を育む森林の整備とともに漁場環境の改善を図るため、上流水源地域の森林所有者と下流沿岸地域の漁業者の連携・協力、森林の整備や保全、木材を利用した沿岸漁場の整備等を推進する。	○上流水源域と下流沿岸域における施策連携により、豊かな海と森林を育む総合対策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・ 治山事業、森林整備事業（森林整備保全事業計画）及び京都鑑定書目標達成計画 ・ 漁場保全推進特定森林整備事業 ・ 水産基盤整備事業のうち水産物供給基盤整備事業、漁村総合整備事業、水産基盤整備調査費補助 【施策の内容】 森林・林業関係者と漁業関係者等の参画の下、豊かな海を育む森林の整備・保全と漁場環境改善に係る施策を一体的に実施することにより、川上から川下に至る自然生態系等を保全するとともに、地域で生産される間伐材等の木材資源の魚礁や漁場整備等への活用を積極的に推進。 なお、新たに創設した漁村再生交付金の地域提案型整備の中で魚つき保安林等の整備に充てることも可能となり、一層の連携を推進。	林野庁 水産庁	計画課 整備課 治山課 計画課	目標・計画とも適合	適合
【農地の維持・保全と安定的な用水供給機能等の確保】 農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進するため、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保に向けた取組を推進する。 また、農業の持続的発展を通じて水源かん養をはじめとする多面的機能を発揮を図るため、良好な営農条件を備えた農地の確保に向けた取組を推進する。 （各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路機能を確保（目標値は前年度の整備実績により変動する。）） （優良農地の減少傾向に歯止めをかける。）	○土地改良長期計画に基づき、基幹農業用排水施設整備事業を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・ 国営かんがい排水事業（土地改良長期計画） ・ 補助かんがい排水事業（土地改良長期計画）等 【施策の内容】 我が国の食料の安定的な供給を支える農業用排水施設の機能を確保する観点から、今後とも、施設の長寿命化を図りつつ、計画的・機動的な更新整備に取り組むとともに、それらを担う管理体制の整備を行う。	農林振興局	水利整備課 総務課 農地整備課 防災課 土地改良企画課 資源課	目標・計画とも適合	適合	
	○土地改良長期計画に基づき、中山間総合整備事業を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ・ 中山間地域等直接支払交付金 ・ 中山間地域総合整備事業（土地改良長期計画）等 【施策の内容】 地域の自主性と創意工夫により、農山漁村の活性化を図る計画を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」などにより、地域における里地や棚田等の保全を図るための取り組みを推進する。 また、中山間地域等直接支払交付金を引き続き実施し、中山間地域等の多面的機能の維持・増進を一層図る。	農林振興局 大臣官房	地域整備課 資源課 企画評価課	目標・計画とも適合	適合	
【農地の維持・保全と安定的な用水供給機能等の確保】 農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進するため、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保に向けた取組を推進する。 また、農業の持続的発展を通じて水源かん養をはじめとする多面的機能を発揮を図るため、良好な営農条件を備えた農地の確保に向けた取組を推進する。 （各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用排水路機能を確保（目標値は前年度の整備実績により変動する。）） （優良農地の減少傾向に歯止めをかける。）	○土地改良長期計画に基づき、特定中山間保全整備事業を推進する。 【実施する施策】 ・ 特定中山間保全整備事業 【施策の内容】 森林及び農用地の一体的整備により、農林業の振興と水源かん養等公益的機能の維持増進を図る。	農林振興局	農地整備課	目標・計画とも適合	適合	
	○地域の実情を踏まえた多様な遊休農地活用を促進する。 【実施する施策】 ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 【施策の内容】 地域の自主性と創意工夫により、農山漁村の活性化を図る計画を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、地域の実情を踏まえた多様な遊休農地活用を促進する。	農林振興局 大臣官房	地域計画官 企画評価課	目標・計画とも適合	適合	
【農山漁村地域の水質改善】 農山漁村地域における混住化の進展等による水質の悪化に対処し、引き続き農業集落や漁業集落における排水施設の整備等を推進し、農山漁村地域の水質を改善。この場合、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、農業集落排水、漁業集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設の整備を推進する。 （農業集落排水処理人口普及率 平成19年目標：52%） （漁業集落排水処理人口普及率 平成23年目標：概ね6割）	○土地改良長期計画に基づき、農業集落排水施設の整備を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・ 農業集落排水事業（土地改良長期計画） 【施策の内容】 農業用排水の水質保全等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水施設の整備を推進する。	農林振興局	地域整備課	目標・計画とも適合	適合	
	○土地改良長期計画に基づき、水質保全対策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・ 水質保全対策事業 等（土地改良長期計画） 【施策の内容】 農業用排水の水質汚濁に起因する障害を除去し、または農業用排水施設から公共用水域への排出される水質を改善するため、水質浄化施設等の整備を推進する。	農林振興局	防災課 水利整備課	目標・計画とも適合	適合	

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		<p>○漁港及び漁場等の海域の水質を保全、改善を図るため漁業集落排水施設の整備を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・漁業集落環境整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・漁村再生交付金（漁港漁場整備長期計画）</p>	水産庁	防災漁村課	目標・計画とも適合	適合
		<p>○自然エネルギーを利用した水域環境改善事業を推進する。 【施策の内容】 種苗放流や養殖等に活用されている漁港内外の静穏水域内では、外海との海水交流が十分ではないため水質悪化の問題を抱えていることから、水質の改善を図るため自然エネルギーを活用した海水交換手法を検討するとともに、ガイドラインを作成。（平成17～19年度に調査を実施し、平成19年度にガイドラインを取りまとめ。）</p>	水産庁	整備課	目標・計画とも適合	適合
	【関係5省の連携による健全な水循環系構築に関する取組】 平成10年8月に発足した関係5省（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）により構成される「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」を通じて、水に関する関係省庁が一体となった取組を推進する。	<p>○健全な水循環系の構築に向け、関係省庁間の情報交換及び意見交換、調査・研究の実施並びに施策相互の連携・協力を推進する。 【施策の内容】 水循環の健全化に向けた取組を実践している主体者や行政等を対象として、参考となる事例や知見を示した「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」を平成15年度に作成。それらに基づいて各省庁による情報交換及び意見交換等を行う。</p>	農林振興局 林野庁	地域計画官 治山課	目標・計画とも適合	適合
	【環境保全を重視する農業の推進】 環境負荷の低減と物質循環を促進し、環境保全を重視する農業を推進する。 （エコファーマー認定件数 平成21年度末目標：20万人）	<p>○農業環境規範の普及・定着を推進。 【施策の内容】 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめ、平成17年3月に策定した「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を推進。</p>	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		<p>○環境と調和した持続的な農業生産を推進するための条件整備。 【実施する施策】 強い農業づくり交付金 【施策の内容】 環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設等の整備を支援。</p>	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		<p>○持続性の高い農業生産方式の導入の促進。 【施策の内容】 持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者を認定し（エコファーマー）、金融上の支援や計画達成のための指導・助言などの支援措置を講ずることにより、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。</p>	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		<p>○環境負荷の大幅な低減を図る先進的な営農活動を推進 【施策の内容】 農地や農業用水等の資源の保全と一体的に、地域でまとめて化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な営農活動を支援。</p>	農林振興局	農地整備課	目標・計画とも適合	適合
		<p>○化学肥料、農薬を使用しないことを基本とする有機農業の推進 【施策の内容】 有機農業推進法に基づき、平成19年4月末に策定した有機農業の推進に関する基本的な方針について周知徹底に努めるとともに、都道府県における推進計画の策定への働きかけ等を実施。</p>	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		<p>○総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及推進 【施策の内容】 病害虫の発生予測情報に基づいて、化学的防除、生物的防除および物理的防除を適切に組合せ、環境負荷を軽減しつつ病害虫の発生状況を経済的負担が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及・推進を図るため、作物毎にIPMの実践指標モデルの策定を進める。 また各都道府県は地域の実情に配慮しつつ、実践指標モデルを元に、農業者自らがIPMの達成度をチェックできるIPM実践指標を策定するとともに、モデル地区地域の育成に取り組む。</p>	消費・安全局	植物防疫課	目標・計画とも適合	適合
	【家畜排せつ物の適正管理】 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物の管理の適正化を徹底する。 （「家畜排せつ物法」が平成16年11月1日に本格施行となり、一定規模以上の畜産農家に対し、家畜排せつ物の管理施設の床をコンクリート等の不透透性素材とし、適当な覆いと側壁を設けることなどその適正化管理を定め同法の「管理基準」が適応されている。）	<p>○家畜排せつ物処理のための施設等の整備を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・地域バイオマス利活用交付金 ・畜産環境総合整備事業（土地改良長期計画） 【施策の内容】 市町村、農協、営農集団等が行う家畜排せつ物のたい肥化施設等の整備、都道府県、市町村等がたい肥還元用草地の造成・整備等と一体的に行う施設の整備を実施。</p>	生産局	畜産企画課 畜産振興課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
	【持続可能な養殖業の推進】 養殖業による漁場環境の悪化を防止するため、漁場改善計画の策定等を通じて飼料等による水質、底質への負荷の低減を促進する。	○持続的養殖生産・供給を推進する 【実施する施策】 ・養殖漁場環境適正利用推進事業 【施策の内容】 養殖資機材の水環境に及ぼす影響等の調査・検討、漁場改善計画普及のための検討、養殖業由来の環境負荷を低減するための実用的技術の開発、適正な漁場利用に関する全国規模の調査等を実施。	水産庁	栽培養殖課	目標・計画とも適合	適合
	【藻場・干潟の造成等】 海藻類や貝類等の生息生物による水質浄化等環境保全効果を有する藻場・干潟の保全・造成を推進する。 (平成19～23年度に概ね5,000haを保全・造成)	○「豊かな海の森づくり」関係施策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・水産基盤整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・岩礁域における大規模磯焼け対策促進事業 ・環境・生態系保全活動支援調査・実証事業 【施策の内容】 水産生物の良好な生息生育の場であるのみならず、水質浄化機能を有する藻場・干潟等の保全・創造を強力に推進。 磯焼け対策のプランづくりや効果検証等についての技術的なサポートを行い、大規模な磯焼けの改善事例づくりを行う。また、これらの取組事例から磯焼け対策のノウハウを整理し他地域へ普及することで、磯焼けの全国的かつ効率的な改善を目指す。また、漁業者を中心とした環境・生態系保全活動を促進する支援方策の確立を目指す。	水産庁	計画課 整備課 企画課	目標・計画とも適合	適合
【健全な大気循環】 ○ 植物は光合成により大気中の二酸化炭素を吸収することにより炭素を固定する。これを農林水産物として消費しても正味の二酸化炭素を増加させないカーボン・ニュートラルな性質を持っている。特に、森林・木材は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として地球温暖化対策上重要な役割を果たしている。 ○ 一方、二酸化炭素の排出者としての農林水産業、食品産業における排出削減を推進する。また、食料、木材等の生産から流通・消費までの間の排出削減を推進する。	【地球温暖化対策としての森林整備の推進、木材・木質バイオマス利用の推進等】 ① 適切な森林の整備及び保全を推進する。京都議定書に係る森林吸収目標1300万炭素トンを作成するため、平成19年度以降6年間、毎年5.5万haの間伐を推進する。	○森林整備保全事業計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を行う長期育成循環施策（森林整備事業）の積極的な推進により、復層林への誘導・造成を促進する。	林野庁	整備課 業務課	目標・計画とも適合	適合
		○平成19年度以降6年間、毎年5.5万haの追加的な間伐を推進するため、間伐等推進総合対策を推進し、間伐等の実施とその推進のための条件整備、間伐材の利用促進を一体的かつ総合的に取り組む。 【実施する施策（計画等）】 ・治山事業、森林整備事業（森林整備保全事業計画及び京都議定書目標達成計画） ・森林づくり交付金（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・強い林業・木材産業づくり交付金（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・間伐等推進環境整備事業（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画）	林野庁	治山課 整備課 業務課	目標・計画とも適合	適合
		○森林整備保全事業計画に基づき、奥地保安林保全緊急対策（治山事業）を推進する。 【施策の内容】 奥地保安林の荒地や荒廃森林において、針広混交林等への森林の再生のための森林整備と簡易かつ効果的な治山施設の整備を緊急に実施。	林野庁	治山課 業務課	目標・計画とも適合	適合
	② 森林整備を通じて供給される国産材の利用を推進する。 (国産材供給・利用量 平成27年目標：230万m ³ 、平成19年度目標：17,070千m ³)	○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、木材産業の体制整備に関する事業及び地域材利用の推進に関する事業を実施し、木材・木質バイオマスの利活用を促進する。 【施策の内容】 地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策第2ステップの着実な推進のため、キャンペーン活動や企業向けセミナーの開催等による地域材実需の拡大、学校等での木材教育活動の実施等総合的な消費者対策を中心とした地域材利用を推進するとともに、品質・性能の確かな乾燥材等を低コストで安定的に供給する「新生産システム」の構築、これまで利用が低であった間伐材、曲がり材等をボードや集成材等へ加工する「新利用システム」の構築等木材産業の構造改革を促進。	林野庁	木材産業課 木材利用課	目標・計画とも適合	適合
		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、国産材の安定供給の体制整備に関する事業を実施し、林業の活性化、国産材の利用拡大、木材・木質バイオマスの利活用を促進する。 【実施する施策】 低コスト木材供給体制整備事業 【施策の内容】 提案型施策の普及・定着化、原木供給可能量情報の集積・提供、需給情報のマッチング、低コスト作業システムの開発・普及等の取組を通じて国産材を低コスト生産し、安定的に供給できる体制の整備を推進。	林野庁	企画課 経営課 木材産業課 研究・保全課	目標・計画とも適合	適合
③ 「緑の雇用」等による森林整備の担い手を確保・育成する。	○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、「緑の雇用」等の関係施策を実施し、林業就業者の確保・育成を図る。 【実施する施策】 ・緑の雇用担い手対策事業 ・林業担い手等の育成確保（強い林業・木材産業づくり交付金） 【施策の内容】 緑の雇用担い手対策事業により、U・Iターン者等を含む森林の保全・整備に意欲を有する若者等に対して研修等を実施し林業就業者の確保・育成を図るとともに、リーダーとなる林業就業者の養成、林業労働災害防止のためのセミナー等を実施。	林野庁	経営課	目標・計画とも適合	適合	

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、国民参加の森林づくり活動を推進する。 【実施する施策】 ・森林づくり交付金 ・地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 【施策の内容】 緑化行事の開催、企業やNPO等の森林整備・保全活動のサポート体制の整備及び活動の評価手法の開発等を通じて「国民参加の森林づくり」を推進。	林野庁	計画課 研究・保全課	目標・計画とも適合	適合
		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、望ましい林業構造の確立と特用林産の振興を推進する。 【実施する施策】 ・望ましい林業構造の確立（強い林業・木材産業づくり交付金） ・特用林産の振興（強い林業・木材産業づくり交付金） 【施策の内容】 高性能林業機械の導入等による効率的な林業生産体制の早急な確立及び特用林産生産施設の整備等による担い手の定着促進と山村再生を推進。	林野庁	経営課	目標・計画とも適合	適合
	【農林水産業による温室効果ガスの発生抑制のための技術開発】 農林水産業による温室効果ガスの発生を抑制する技術の開発、漁船の省エネルギー技術や集魚灯電の低減（発光ダイオードの利用）の技術開発を促進する。	○地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価及び高度対策技術を開発する。 【施策の内容】 農林水産生態系の炭素循環の解明及びモデルの開発を行い、農林水産生態系からの温室効果ガスの排出削減、炭素吸収源機能を確保するための技術の開発を行うとともに、農林水産分野における温室効果ガス及び気候変動の影響についてのモニタリング及び影響評価を実施する。 また、漁船への代替燃料導入に関する調査研究等、二酸化炭素排出量の削減を実現し漁船の省エネルギー化に資する技術の導入に関する調査研究を実施。	農林水産技術 会議事務局 水産庁	研究開発課 研究指導課	目標・計画とも適合	適合
		○省エネルギー技術導入促進事業 【施策の内容】 漁船漁業の省エネルギー化を促進するため、漁業者グループ等が行う省エネルギー技術導入・普及への取組並びに衛星データと漁船からの実測データを用いた漁場探索効率化のための技術開発を支援	水産庁	研究指導課	目標・計画とも適合	適合
	【農林水産業による温室効果ガスの発生抑制】 農林水産業による温室効果ガスの発生を抑制する技術の開発、実証及び漁船の省エネルギー技術や集魚灯電の低減（発光ダイオードの利用）の技術開発を促進する。	○施設園芸脱石油インベージョン推進事業 【施策の内容】 ガス燃焼により発生する電気・熱・二酸化炭素を利用するトリジェネレーションシステム、農業用水を利用した小型水力発電等に対応した施設野菜の生産・出荷体制の導入により、施設園芸の生産・流通における石油消費量の低減を推進。	生産局	園芸課	目標・計画とも適合	適合
	【食品産業における温室効果ガスの発生抑制対策】 物流効率化、省エネルギー対策、燃料転換等により、二酸化炭素の排出削減を推進する。	○物流新技術を活用した食品流通効率化対策を推進する。 【実施する施策】 ・物流管理効率化新技術確立事業 ・卸売市場連携物流最適化推進事業 【施策の内容】 食品流通の効率化を図る観点から、電子タグを活用した新たな物流管理システムの開発、卸売市場流通の再編・効率化を図るための卸売市場間の連携による物流の最適化システムの開発等を支援。	総合食料局	流通課	目標・計画とも適合	適合
		○食品産業温室効果ガス排出削減戦略調査事業 【施策の内容】 食品産業から排出される温室効果ガスについて、その排出構造や排出形態の変化に関する調査・分析を行い、その抑制に向けた手法を検討。	総合食料局	食品産業企画課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
<p>【健全な物質循環】 ○ 廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会の構築に向けて、自然の恵みによりもたらされ、持続的に再生可能な資源であるバイオマスの総合的な活用を「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき推進する。 また、地域住民の主体的な取組による地域内物質循環を促進する。 ○ また、環境負荷の低減とたい肥を利用した土づくりによる物質循環を促進し、環境保全を重視する農業を推進する。</p>	<p>【バイオマスの総合的な利活用の推進】 (産棄物系バイオマス利活用 平成22年目標：80%以上) (未利用系バイオマス利活用 平成22年目標：25%以上)</p>	<p>○バイオマス・ニッポン総合戦略に基づきバイオマスの総合的な取組を推進する。 【実施する施策】 (国産バイオ燃料の利用促進) ・バイオ燃料地域利用モデル実証事業 ・地域バイオマス発見活用促進事業 ・地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発等 (バイオマスタウンの推進) ・地域バイオマス利活用交付金 ・バイオマスタウンモデルプラン作成調査分析事業等 【施策の内容】 (国産バイオ燃料の利用促進) バイオ燃料の地域利用モデルの整備と技術実証、地域に眠る未利用のバイオマスの活用を支援するための実地調査や人材育成、資源作物の導入等に向けた技術開発等を実施。これらの取組により、国産バイオ燃料を5年後に単年度5万キロリットル以上導入し、大幅な生産拡大を図る。 (バイオマスタウンの推進) バイオマスタウンの実現に向け、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備、モデルプランの作成等を実施し、地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援。これらの取組により、2010年までにバイオマスタウンを300程度構築する(4月末現在：97)。</p>	大臣官房	環境バイオマス政策課	目標・計画とも適合(要検討)	適合
	<p>①家畜排せつ物利用推進、家畜排せつ物たい肥の利用、家畜排せつ物の高度利用</p>	<p>○家畜排せつ物利用のための施設等の整備を推進する。 【実施する施策(計画等)】 ・地域バイオマス利活用交付金 ・畜産環境総合整備事業(土地改良長期計画) 【施策の内容】 市町村、農協、営農集団等が行う家畜排せつ物のたい肥化施設等の整備、都道府県、市町村等がたい肥還元用草地の造成・整備等と一体的に行う施設の整備を実施。</p>	生産局	畜産企画課 畜産振興課	目標・計画とも適合	適合
	<p>②食品リサイクルの推進等 食品製造業等食品産業から排出される食品副産物・廃棄物について、安全性を確保しつつ飼料や肥料等の資源化を推進する。 (個々の事業者の再生利用等の実施率 平成18年目標：20%以上) (改正食品リサイクル法に基づく新たな実施率目標において、平成19年度は基準年と位置付けられ、平成20年度以降、基準年の実績をもとに、毎年度の目標が事業者ごとに置かれる見込み)</p>	<p>○食品循環資源経済的処理システム実証事業を実施する。 【施策の内容】 より効率的な食品リサイクルを目指す実験的な地域の取組等を国が直接採択して経済性を検証し、小規模事業者や店舗等地域における新たな食品リサイクルのビジネスモデルを提示。</p>	総合食料局	食品産業企画課	目標・計画とも適合	適合
		<p>○食品資源循環形成推進事業を実施する。 【施策の内容】 食品リサイクルの優良な取組、リサイクル製品の第三者機関による評価・認証の仕組みやルールづくりの検討、試行を行う。また、食品リサイクル制度の見直し内容についての普及啓発を支援。</p>	総合食料局	食品産業企画課	目標・計画とも適合	適合
		<p>○エコフィード(食品残さの飼料化)を推進する取組を実施する。 【施策の内容】 食品副産物等のリサイクル原料の飼料利用を推進するため、全国レベル及び地方ブロックレベルで整備した推進会議等を母体に、消費者等への広報活動、関係者の人的ネットワークの構築・理解の醸成等を図るとともに、広域的な飼料化施設整備について支援する。</p>	生産局	畜産振興課	目標・計画とも適合	適合
	<p>③ 木質バイオマスの利用の推進 未利用木質バイオマスのエネルギー利用を推進する。</p>	<p>○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を推進する。 【実施する施策】 ・木質バイオマス利用促進整備(強い林業・木材産業づくり交付金) 【施策の内容】 地域の未利用木質資源の利用を促進するため、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材や木質バイオマスエネルギー利用施設等のモデル的な整備を実施。</p>	林野庁	木材利用課	目標・計画とも適合	適合
	<p>④ 地域内物質循環の促進 食品廃棄物等身近なリサイクル、家畜排せつ物のたい肥利用、エネルギー利用等地域住民の主体的な取組による地域内物質循環を促進する。</p>	<p>○バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき地域での取組を円滑に推進するための条件整備を推進する。 【実施する施策】 ・革新的な研究・技術開発の推進(地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発等) ・人材の育成、シンポジウムの開催等(バイオマス・ニッポン総合戦略高度化推進事業) 【施策の内容】 国産バイオ燃料への利用促進に向けた資源作物の育成と低コスト栽培法等の開発、低コスト・高効率なエタノール変換技術の開発、バイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等を重点的に実施するとともに、農林水産バイオマスの特性を活かしたバイオマスマテリアル製造技術の開発を実施。 (バイオマスタウンの推進)再掲 ・地域バイオマス利活用交付金 ・バイオマスタウンモデルプラン作成調査分析事業等 【施策の内容】 (バイオマスタウンの推進) バイオマスタウンの実現に向け、バイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備、モデルプランの作成等を実施し、地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援。これらの取組により、2010年までにバイオマスタウンを300程度構築する(4月末現在：97)。</p>	大臣官房 農林水産技術会議事務局	環境バイオマス政策課 研究開発課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		○循環型社会に対応した漁村づくりを推進する。 【実施する事業】 ・漁場環境保全創造事業 ・漁業集落環境整備事業 ・強い水産づくり交付金 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 【施策の内容】 風力等の自然エネルギー、バイオマス資源等を活用し、循環型社会に対応した漁村づくりを推進するため、関連事業を総合的・効率的に推進。	水産庁 大臣官房	防災漁村課 企画評価課	目標・計画とも適合	適合
	【環境保全を重視する農業の推進】 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）を推進する。 都道府県の施肥基準について、作物の種類、土壌条件等に応じて窒素収支の適正化を図る観点等に配慮した見直しを促進する。また、防虫ネット等を用いた物理的な防除や天敵等を用いた生物的な防除などと化学合成農薬の使用低減とを組み合わせた総合的病害虫群管理（IPM）の普及に向けた指導指針の策定を促進する。これら指針に基づき、環境保全を重視する多様な農業を促進する。 （エコファーマー認定件数 平成21年度末目標：20万人）	○農業環境規範の普及・定着を推進。 【施策の内容】 【新たな食料・農業・農村基本計画に基づき農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめ、平成17年3月に策定した「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を推進。 ○施肥基準の見直しの促進 【施策の内容】 農業環境規範と併せて都道府県知事に通知した「施肥基準の策定・見直しの指針」に基づき、各都道府県の定める施肥基準について、施肥に伴う環境負荷低減を図るよう見直しを推進。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○環境と調和した持続的な農業生産を推進するための条件整備。 【実施する施策】 強い農業づくり交付金 【施策の内容】 環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設等の整備を支援。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○持続性の高い農業生産方式の導入の促進。 【施策の内容】 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者を認定し（エコファーマー）、金融上の支援や計画達成のための指導・助言などの支援措置を講ずることにより、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○環境負荷の大幅な低減を図る先進的な営農活動を推進 【施策の内容】 農地や農業用水等の資源の保全と一体的に、地域でまとまって化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な営農活動を支援。	農村振興局	農地整備課	目標・計画とも適合	適合
		○化学肥料、農薬を使用しないことを基本とする有機農業の推進 【施策の内容】 有機農業策推進法に基づき、平成19年4月末に策定した有機農業の推進に関する基本的な方針について周知徹底に努めるとともに、都道府県における推進計画の策定への働きかけ等を実施。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及推進 【施策の内容】 病害虫の発生予察情報に基づいて、化学的防除、生物的防除および物理的防除を適切に組合せ、環境負荷を軽減しつつ病害虫の発生状況を経済的負担が生じるレベル以下に抑制する総合敵病害虫・雑草管理（IPM）の普及・推進を図るため、作物毎にIPMの実践指標モデルの策定を進める。 また各都道府県は地域の実情に配慮しつつ、実践指標モデルを元に、農業者自らがIPMの達成度をチェックできるIPM実践指標を策定するとともに、モデル地区地域の育成に取り組む。	消費・安全局	植物防疫課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価	
【健全な農山漁村環境の保全】 都市と農山漁村の共生・対流、自然とのふれあいの場の提供、生物多様性・多様な生態系の保全を推進する。	【都市と農山漁村の共生・対流、自然とのふれあいの場の提供】 都市と農山漁村がお互いの地域の魅力を分かち合うよう、「人・もの・情報」の行き来を促進に向けて、 ・農山漁村の豊かな自然や景観等の資源の活用により、都市との交流を進めるグリーン・ツーリズム、 ・里地・里山等居住地近くに広がる農地や森林の、自然とのふれあいの場、レクリエーションの場としての活用、 ・都市生活者に対して、緑地空間としてのやすらぎの場や自然とのふれあい・交流の場等を提供する都市農業を推進する。	○都市と農山漁村の共生・対流を促進する。 【実施する施策】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 等 【施策の内容】 グリーン・ツーリズムを通じた都市と農山漁村の交流を促進するため、都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等を推進するとともに、都市部においてやすらぎの場や交流の場を提供するための市民農園の整備等を推進する。	農村振興局 大臣官房	農村政策課 企画評価課	計画は適合 目標は要監視	注意	
		○土地改良長期計画に基づき、農村地域の総合的整備を推進する。 【実施する施策】 ・村づくり交付金 等 【施策の内容】 地域の創意と工夫を活かした村づくりを支援する「村づくり交付金」などにより、活力ある農村地域の発展を推進するため、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施する。	農村振興局	地域整備課 水利整備課 事業計画課	目標・計画とも適合	適合	
		○地域の創造力を活かした個性ある農山漁村づくりを図るとともに、美しい景観形成の観点も含めた整備を実施することにより、魅力ある農山漁村づくりを推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・農業生産基盤整備推進調査のうち景観との調和に配慮した基盤整備推進調査 ・景観との調和に配慮した基盤整備推進調査 ・森林づくり交付金（森林・林業基本計画及び京都認定書目標達成計画） ・法定森林病虫害等駆除事業（森林・林業基本計画及び京都認定書目標達成計画） ・森林害虫駆除事業委託（森林・林業基本計画及び京都認定書目標達成計画） ・保安林整備事業委託費（全国森林計画及び京都認定書目標達成計画） ・森林GISデータ基盤整備費（森林・林業基本計画及び京都認定書目標達成計画） ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ・漁港環境整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・海岸環境整備事業（社会資本整備重点計画）	農村振興局 林野庁 水産庁 大臣官房	事業計画課 研究・保全課 整備課 治山課 計画課 防災漁村課 企画評価課	目標・計画とも適合	適合	
		【生物多様性、多様な生態系の保全】 ① 優れた自然環境を有する森林の維持・保存。 自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な森林については、「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」に区分し、自然環境の保全を優先した管理経営を実施する。 ② 自然環境を重視したむらづくり。 農業農村整備事業の実施に際して、環境との調和への配慮を進め、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な生態系や景観等を形成・維持することにより、地域の二次的自然の保全・回復を図り、地域の生物多様性の保全に向けた取組を推進する。 また、農村地域において、地域住民、NPO等の参加を得た田園自然環境の保全・再生活動の支援等の自然再生関連施策を推進するとともに、水田周辺地域の生態系の現状を把握する「田んぼの生きもの調査」を実施。 また、農林水産省本省及び地方機関において、環境省自然環境部局と連携・協力した施策を推進する。	○国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき、優れた自然環境を有する森林の維持・保存等、公益的機能の発揮を旨とした管理経営を推進する。 【施策の内容】 国有林野の管理経営にあたり、個々の森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に類型化し、各々の区分に応じて適切に管理経営を実施。 特に自然環境の維持、動植物の保護等を図る上で重要な森林については「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」に区分し、自然環境の保全を第一とした管理経営を推進。	林野庁	経営企画課	目標・計画とも適合	適合
		○里山の優れた自然環境の保全を図るため、里山林再生総合対策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・治山事業、森林整備事業（森林整備保全事業計画及び京都認定書目標達成計画） ・特用林産の振興（強い林業・木材産産づくり交付金）（森林・林業基本計画及び京都認定書目標達成計画） ・地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業（森林・林業基本計画及び京都認定書目標達成計画） ・上下流連携いきいき流域プロジェクト（森林・林業基本計画） 【施策の内容】 森林整備事業や治山事業をはじめ、NPO等の多様な主体による森林づくりや利用活動、竹材の利用の推進等により、里山林の再生・整備を推進。	林野庁	計画課 治山課 整備課 経営課 研究・保全課	目標・計画とも適合	適合	
		○農村地域の二次的自然の保全・回復を図り、良好な生態系や景観等を形成・維持する観点から、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進する。 【実施する施策】 ・環境配慮の評価手法等検討調査 等 【施策の内容】 農村生態系の定量的評価手法等の検討を行い、調査計画や施工の手法の充実を図る。また農村地域の環境保全に関する基本計画の策定を推進することにより、農業農村整備事業における環境との調和への配慮の取り組みを進める。	農村振興局	事業計画課 資源課 農地整備課	目標・計画とも適合	適合	
○自然環境を重視したむらづくりを図るため、自然再生関連施策を推進する。 【実施する施策】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 等 【施策の内容】 地域の自主性と創意工夫により、農山漁村の活性化を図る計画を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」などにより、健全で豊かな自然環境の保全・再生と活力ある農業が調和した美しいむらづくりに向けて、田園自然再生関連対策を実施する。	農村振興局 大臣官房	地域整備課 資源課 事業計画課 企画評価課	目標・計画とも適合	適合			

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		○水田周辺地域の生態系の現状を把握する「田んぼの生きもの調査」を引き続き実施する。	農村振興局	地域計画官	目標・計画とも適合	適合
		○農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る。 【実施する施策（計画等）】 ・農地・水・環境保全向上対策（食料・農業・農村基本計画及び経営所得安定対策等大綱） 【施策の内容】 農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動を、地域住民を始めとする多様な主体の参画を得てこれらを総合的・一体的に実施する活動を支援する。	農村振興局	農地整備課	目標・計画とも適合	適合
	③ 農業生産活動に伴う環境負荷の低減。 農業生産活動に伴う環境負荷の低減を通じ、生物多様性、多様な生態系の維持等自然環境の保全に努める。 (エコファーマー認定件数 平成21年度末目標：20万人)	○農業環境規範の普及・定着を推進。 【施策の内容】 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめ、平成17年3月に策定した「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を推進。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○環境と調和した持続的な農業生産を推進するための条件整備。 【実施する施策】 強い農業づくり交付金 【施策の内容】 環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設等の整備を支援。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○持続性の高い農業生産方式の導入の促進。 【施策の内容】 持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者を認定し（エコファーマー）、金融上の支援や計画達成のための指導・助言などの支援措置を講ずることにより、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○環境負荷の大幅な低減を図る先進的な営農活動を推進 【施策の内容】 農地や農業用水等の資源の保全と一体的に、地域でまとめて化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な営農活動を支援。	農村振興局	農地整備課	目標・計画とも適合	適合
		○化学肥料、農薬を使用しないことを基本とする有機農業の推進 【施策の内容】 有機農業策推進法に基づき、平成19年4月末に策定した有機農業の推進に関する基本的な方針について周知徹底に努めるとともに、都道府県における推進計画の策定への働きかけ等を実施。	生産局	農産振興課	目標・計画とも適合	適合
		○総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及推進 【施策の内容】 病害虫の発生予察情報に基づいて、化学的防除、生物的防除および物理的防除を適切に組合せ、環境負荷を軽減しつつ病害虫の発生状況を経済的負担が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及・推進を図るため、作物毎にIPMの実践指標モデルの策定を進める。 また各都道府県は地域の実情に配慮しつつ、実践指標モデルを元に、農業者自らがIPMの達成度をチェックできるIPM実践指標を策定するとともに、モデル地区地域の育成に取り組む。	消費・安全局	植物防疫課	目標・計画とも適合	適合
	④ 海の森づくり。 多様な水産生物にとって良好な生息・生育の場である藻場・干潟は、水質浄化等の機能を有するとともに、二酸化炭素固定により地球温暖化対策にも寄与するものであり、その保全・造成等による「海の森づくり」を積極的に推進する。	○「豊かな海の森づくり」関係施策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・水産基盤整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・岩礁域における大規模磯焼け対策促進事業 ・環境・生態系保全活動支援調査・実証事業 【施策の内容】 水産生物の良好な生息生育の場であるのみならず、水質浄化機能を有する藻場・干潟等の保全・創造を強力に推進。 磯焼け対策のプランづくりや効果検証等についての技術的なサポートを行い、大規模な磯焼けの改善事例づくりを行う。また、これらの取組事例から磯焼け対策のノウハウを整理し他地域へ普及することによって、磯焼けの全国的かつ効率的な改善を目指す。漁業者を中心とした藻場・干潟等の環境・生態系保全活動を促進する支援手法の確立を目指す。	水産庁	計画課 整備課 企画課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
	⑤ 資源の適正管理による海洋生物資源の持続的利用。 資源回復計画を着実に実施することにより、海洋生物資源を持続的に利用していく。(資源回復計画作成後、半年以内にその回復計画に基づく漁獲努力量削減実施計画を策定することとし、その達成率が100%となることを目標とする。)	○資源管理体制・機能強化総合対策を推進する。 【実施する施策】 強い水産資源づくり交付金 【施策の内容】 水産資源の維持・増大や合理的な利用を促進するため、TAC・TAEの管理体制の整備、資源回復計画の作成・普及、量・質・コストを一体的にとらえた取組の推進等の施策を実施。	水産庁	管理課	計画は適合、目標は要監視	注意
		○我が国周辺水域資源調査等を実施する。 【施策の内容】 我が国周辺水域における主要な水産資源の動向を的確に把握するため資源調査の充実を図り、海洋環境等の変動要因を考慮したより精度の高い資源評価を行うとともに、新たに大陸棚の拡大が見込まれる水域における生物資源調査を実施し、科学的知見に基づく適切な資源管理・回復及び持続的利用にむけた取組を推進。	水産庁	漁場資源課	計画は適合、目標は要監視	注意
		○国際資源調査等を実施する。 【施策の内容】 国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献するため、公海及び外国排他的経済水域において漁獲される国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な資源管理を実施するために必要な資源調査等を実施する。	水産庁	漁場資源課	計画は適合、目標は要監視	注意
	⑥ 遺伝子組換え農作物等の使用等の規制による生物多様性の確保 遺伝子組換え農作物等による生物多様性への悪影響を防止するため、その使用等の規制を的確に実施する。	○遺伝子組換え農作物等の使用等の承認及び取締を実施する。 【施策の内容】 遺伝子組換え農作物等の栽培等による野生動植物への悪影響を防止するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性影響評価を実施してその使用等の承認をするほか、未承認の遺伝子組換え農作物等を検出するための検査を実施。	消費・安全局	農産安全管理課	目標・計画とも適合	適合
		○遺伝子組換え農作物実態調査を実施する。 【施策の内容】 遺伝子組換え農作物の生産・流通の実態を適切に把握するため、輸入港やその周辺の幹線道路におけるこぼれ落ちや生育等の実態調査を実施する。	消費・安全局	農産安全管理課	目標・計画とも適合	適合
【試験研究・技術開発】	〔環境保全を重視する農林水産業のための技術開発〕 環境負荷の低減に資する次のような農林水産技術の開発を推進する。 ・土壌・養分管理技術の高度化 ・病害虫・雑草・野生鳥獣等の総合的管理技術 ・環境負荷物質の動態解明と制御技術 ・より高度な病害虫抵抗性品種の育成等 また、遺伝子組換え体の環境に対する安全性評価手法の開発を推進する。 ○生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発（目標：平成20年度末） ・化学合成殺虫剤使用量削減（現行の50～80%減） ・化学合成殺菌剤使用量削減（現行の30～80%減） ・除草剤削減（現行の30～80%減） ・リン酸施肥量削減（現行の20%減） ・窒素施肥量削減（現行の10～50%減）	○生物機能を活用した環境負荷低減技術を開発する。 【施策の内容】 農業が環境に与える負荷低減を図るため、栽培植物自身が有する機能や生物間の相互作用といった生物機能を活用した病害虫防除技術、養分吸収促進技術を開発するとともに、それら技術を効果的に実施するためのセンシング技術を開発する。 ○病害虫防除農業環境リスク低減技術確立事業及びIPM技術評価基準策定事業を推進する。 【実施する施策】 ・病害虫の防除の推進のうち病害虫防除農業環境リスク低減技術（食の安全・安心確保交付金） ・周辺作物飛散影響防止対策基準策定（委託費） ・土壌病害虫防除基準策定（委託費） ・省力的散布基準策定（委託費） 【施策の内容】 農業による防除のみならず、より環境に調和した防除が期待できる天敵やフェロモン等の利用の促進や静電散布技術等の新たな防除技術体系の確立を行う。また、農業者等が、環境に配慮したIPM（総合的病害虫・雑草管理）を効果的かつ安全に実践するため、確立した防除技術をもとに、周辺作物等に対する農薬飛散影響を低減しうる散布基準・ガイドライン等の策定、土壌消毒技術における環境負荷低減に資する評価基準等の策定、農薬の空中散布を有効利用し、化学合成農薬の使用低減を図るための散布基準の策定を行う。	農林水産技術会議事務局	研究開発課	目標・計画とも適合	適合
			消費・安全局	植物防疫課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		○遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究を推進する。 【施策の内容】 生物多様性影響評価に必要な新たな遺伝子組換え生物に関する科学的知見の集積、検出技術や遺伝子拡散防止技術など遺伝子組換え作物の安全・信頼の確保のための管理技術の開発、交雑リスクを低減させる栽培技術など一般作物との共存のための技術開発等を行う。	農林水産技術会議事務局	技術安全課	目標・計画とも適合	適合
		○水産業振興型技術開発事業を推進する。 【施策の内容】 二酸化炭素排出量を削減にし省エネルギー化を現実とする技術の漁船への導入を行うとともに機能性食品の開発やプラスチック化、燃料化など海洋バイオマス活用技術の開発等を実施。	水産庁	研究指導課	目標・計画とも適合	適合
		○漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業を推進する。 【施策の内容】 海洋深層水を活用した海洋肥沃化システムの実用化に向けた検討、多様な環境特性に対応したアサリ等二枚貝資源の増殖支援技術の開発等を実施。	水産庁	研究指導課	目標・計画とも適合	適合
	【物質循環の促進のための技術開発】 農林水産物の残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物等の有機性資源の原材料化、木材の有効利用、バイオマスエネルギー利用技術の開発等の有機性資源循環利用技術の開発を推進する。	○地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発。 【施策の内容】 国産バイオ燃料への利用促進に向けた資源作物の育成と低コスト栽培法等の開発、低コスト・高効率なエタノール変換技術の開発、バイオマスの燃料利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス利用モデルの構築等を重点的に実施するとともに、農林水産バイオマスの特性を活かしたバイオマスマテリアル製造技術の開発を実施。	農林水産技術会議事務局	研究開発課	目標・計画とも適合	適合
		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、木材の有効利用のための技術開発を推進する。 【実施する施策】 住宅分野への地域材供給支援事業 木製道路施設普及促進のための技術開発事業 【施策の内容】 地域材の新たな利用の拡大に向け、マンションの内装材等の新たな製品・技術の開発と普及促進に対して支援するとともに、汎用性の高い低コスト木製ガードレール等の開発とその普及に対して支援。	林野庁	木材産業課	目標・計画とも適合	適合
	【地球環境問題等への対応】 農林水産業由来の温暖化ガスの発生抑制等生態系や地球環境に及ぼす影響の低減技術の開発、地球規模の環境変動が農林水産業に及ぼす影響の評価・解明と対策技術の開発を推進する。	○地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の評価及び高度対策技術を開発する。 【施策の内容】 農林水産生態系の炭素循環の解明及びモデルの開発を行い、農林水産生態系からの温室効果ガスの排出削減、炭素吸収源機能を確保するための技術の開発を行うとともに、農林水産分野における温室効果ガス及び気候変動の影響についてのモニタリング及び影響評価を実施する。	農林水産技術会議事務局	研究開発課	目標・計画とも適合	適合
【環境教育・食育の推進】	【環境教育・食育の推進】 農林水産物などの素材、「田んぼ」、水路などの水辺環境や森林・海辺を遊びや学びの場として活用した環境教育や、食育を推進するため、人づくりや地域における学習活動等を促進する。	○食育を推進する。 【実施する施策】 ・「にっぽん食育推進事業」 ・地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進（食の安全・安心確保交付金） 【施策の内容】 外食産業や小売業等における「食事バランスガイド」を活用したモデル的取組の促進や都市部の児童・生徒を対象とした体験学習等を通じた、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発、多様な媒体等を活用した「食事バランスガイド」の普及・啓発、シンポジウムの開催などにより、食育を推進	消費・安全局	消費者情報官	目標・計画とも適合	適合
		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、木材を活用した環境教育を推進する。 【実施する施策】 木材利用に関する教育活動(木育)の推進 【施策の内容】 地球温暖化防止に向けた木材利用推進の意義を普及するための活動を実施。	林野庁	木材利用課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		○森林環境教育を推進する。 【実施する施策(計画等)】 ・森林の多様な利用・緑化の推進(森林づくり交付金)(森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画) ・森林環境教育推進総合対策事業(森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画) ・学校林整備・活用推進事業(森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画) ・地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業(森林・林業基本計画、京都議定書目標達成計画) ・林業後継者活動支援事業(森林・林業基本計画) 【施策の内容】 森林環境教育活動の拡大と内容の充実を図るため、人材育成、プログラム作り、学校林の整備・活用とモデル学校林の設定等を推進するとともに、森林体験活動や林業体験学習の場となる森林・施設の整備を実施。 緑化行事の開催、企業やNPO等の森林整備・保全活動のサポート体制の整備及び活動の評価手法の開発等を通して「国民参加の森林づくり」を推進。	林野庁	計画課 研究・保全課	目標・計画とも適合	適合
		○海辺体験活動等の環境教育を推進する。 【実施する施策】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ・漁港環境整備事業(漁港整備長期計画) ・海岸環境整備事業(社会資本整備重点計画) 【施策の内容】 子供たちの漁業体験活動等を行う場として、体験交流施設等の整備を実施。	水産庁 大臣官房	防災漁村課 企画評価課	目標・計画とも適合	適合
【事業実施段階等における環境保全・環境配慮の取組の推進】	【農林水産公共事業】 ①農業農村整備事業の事業実施段階等において環境との調和に配慮した取組を実施する。	○「環境との調和に配慮していること」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	農林振興局	事業計画課、 総務課、水利 整備課、農地 整備課、地域 整備課、防災 課	目標・計画とも適合	適合
	②海岸事業の事業実施段階等において環境との調和に配慮した取組を実施する。	○「環境との調和に配慮していること」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	農林振興局	事業計画課、 防災課	目標・計画とも適合	適合
	③治山事業・森林整備事業の事業実施段階等において環境保全・環境配慮の取組を実施する。	○「自然環境、景観との調和」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	林野庁	計画課 整備課 治山課 業務課	目標・計画とも適合	適合
	④水産関係公共事業の事業実施段階等において環境保全・環境配慮の取組を実施する。	○「自然環境、景観との調和」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。また、「水産基盤整備事業における環境配慮ガイドブック」(H15.3)、「施工環境マニュアル」(H17.6)により、調査、計画、実施の各段階での環境配慮の取組を推進する。	水産庁	計画課 整備課	目標・計画とも適合	適合
	⑤草地畜産基盤整備事業において、環境配慮の取組を推進する。	○「環境との調和に配慮していること」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	生産局	畜産振興課	目標・計画とも適合	適合
	【その他の事業】 ①強い農業づくり交付金(産地競争力の強化)及び農業・食品産業競争力強化支援事業(未来志向型技術革新対策事業)について、事業の実施にあたり、環境配慮の取組の促進を図る。	○「農業環境規範のクロス・コンプライアンス」を導入する。(事業実施主体は、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から点検シートの提出を受ける。)	生産局	総務課 (生産推進室) (農産振興課)	目標・計画とも適合	適合
	②強い農業づくり交付金(経営力の強化)及び広域連携アグリビジネスモデル支援事業について、事業の実施にあたり、環境配慮の取組の促進を図る。	○「農業環境規範のクロス・コンプライアンス」を導入する。(事業実施主体は、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から点検シートの提出を受ける。)	経営局	構造改善課	目標・計画とも適合	適合
③アイヌ農林漁業対策事業について、自然環境との調和に配慮して事業を実施する。	○北海道アイヌ居住地区を対象として、アイヌの文化や伝統を継承し、振興することを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律(平成9年法律第52号)」等を踏まえ、事業の実施にあたっては、アイヌ文化の根源である地域の自然や環境への配慮を行うことを前提とする。	経営局	構造改善課	目標・計画とも適合	適合	

評価基準

- 「監視・測定結果」
 ・目標・計画とも適合
 ・目標・計画とも適合(要検討)
 ・計画は適合、目標は要監視
 ・目標不適合
 ・計画不適合
 ・目標・計画とも不適合

- 「達成の評価」
 ・適合
 ・適合
 ・注意
 ・不適合
 ・不適合
 ・不適合



○ 次回発行予定
2009年12月

○ 作成部署及び連絡先
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課
〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
代 表：03-3502-8111（内線3296）
直 通：03-6744-2016
FAX：03-3591-6640

○ 発行
2009年1月9日